

2015 年 2 月 6 日

報道機関各位

諸外国の法人税改革と日本への示唆

三菱UFJフィナンシャル・グループの総合シンクタンクである三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（本社：東京都港区 社長：藤井 秀延）は、諸外国の法人税改革と日本への示唆に関する研究レポートを発表いたします。

【概要】

2014 年末、与党は「平成 27 年度税制改正大綱」をとりまとめ、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大が盛り込まれた。こうした法人税改革は国際的なトレンドに沿ったものと言えるが、その一方で、各国独自の取り組みも少なくない。諸外国の法人税改革から、日本への示唆を以下のように指摘できる。

- ① 課税ベースを拡大し法人実効税率を引き下げる改革は、グローバル化の中での法人税制再構築のトレンドである。ヨーロッパを中心に、法人実効税率を引き下げ、課税ベースを拡大する改革が進展している。
- ② しかしながら先進諸国の中で、今後も法人実効税率の引き下げが行われていくかは定かではない。法人税は、企業の立地を決める要因のひとつに過ぎないため、これ以上の法人実効税率の引き下げよりも国内のインフラ整備やビジネスサポート政策の充実などを通じて、国全体としての立地競争力を高めていく事を目指している国が複数見られる。
- ③ 法人税制の不確実性を低減させる取り組みが進んできている。オランダで導入されている ATR（事前税務裁定）と呼ばれる制度は、企業の進出前に課税に関する事前取り決めを行うものであり、移転価格等の税制の不確実性を減じる措置と解釈できる。今後の法人税改革においては、実効税率や課税ベースに関する議論だけではなく、制度の不確実性を低下させる視点についても考慮すべきだと考えられる。
- ④ 経済活動に対して中立的な法人税制の導入が進みつつある。イタリアで導入されている ACE（みなし利息控除）は、株式による資金調達コストを課税所得から控除するものであり、借り入れによる利子支払いとの間の資金調達の中立性を確保し、投資を阻害しない法人税制となっている。
- ⑤ 外形標準課税の拡充は必ずしも国際的なトレンドとは言えない。日本では、地方法人税における外形標準課税的性格が徐々に強められてきているが、外形標準課税は政争の具となりやすいためか、必ずしも国際的なトレンドとは言えない。アメリカミシガン州では外形標準課税は廃止されており、ドイツやイタリアでも地方法人税の外形標準的性格が弱められてきた。

詳細は別紙レポートをご覧ください。

以上

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

経済・社会政策部 [東京] 副主任研究員 小林庸平・主任研究員 大野泰資
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2
TEL: 03-6733-1021

同時配布先：経済産業記者会、財政研究会、経済研究会

2015 年 2 月 6 日

政策研究レポート

諸外国の法人税改革と日本への示唆

経済・社会政策部 副主任研究員 小林庸平
主任研究員 大野泰資、横山重宏
研究員 田口壮輔、加藤 真
一橋大学国際・公共政策大学院 吉多 凌

【概要】

- 日本の法人税負担の高さは、国内企業の立地競争力を弱め経済成長を抑制するものであるとして、税率の引き下げが長らく主張されてきた。そうした指摘を受け、日本でも法人実効税率の引き下げが進められてきたが、2014 年 12 月 30 日、自由民主党、公明党両党は「平成 27 年度税制改正大綱」をとりまとめ、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大が盛り込まれた。
- こうした法人税改革は諸外国でも数多く行われてきた。例えば、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン等のヨーロッパ諸国では、課税ベースを拡大し、法人実効税率を引き下げる方向で改革が進展してきた。その一方で、各国独自の取り組みも少なくない。例えばオランダでは事前裁定制度を導入し、課税における不確実性を減じる措置が講じられている。イタリアではみなし利息控除（ACE）と呼ばれる法人税制を導入し、資金調達に対して中立的で投資を阻害しない仕組みを取り入れている。
- 諸外国の法人税制・法人税改革から、以下のような日本への示唆を指摘できる。
- 第一が、グローバル化の中での法人税制の再構築のトレンドである。ヨーロッパ諸国を中心として、法人実効税率を引き下げ、課税ベースを拡大する形の法人税改革が進展してきているが、日本の近年の動向もこうした流れに沿ったものであるといえる。
- 第二が、法人実効税率引き下げに対するスタンスである。法人実効税率引き下げと課税ベースを拡大する改革は、ヨーロッパ諸国を中心とした国際的なトレンドであるが、先進諸国の中で、今後も法人実効税率の引き下げが行われていくかは定かではない。法人税は、企業の立地を決めるさまざまな要因のひとつに過ぎないため、国内のインフラ整備やビジネスサポート政策の充実などを通じて、国全体としての立地競争力を高めていく事を目指している国が多い。
- 第三は税制の不確実性の抑制である。税制の不確実性は、不可逆性の大きな意思決定に影響を与える可能性が示唆されるが、オランダで導入されている ATR（事前税務裁定）や APA（事前価格合意）、水平的モニタリングは、企業の意思決定に対する税制の不確実性を減じる措置だと解釈できる。今後の法人税改革においては、実効税率や課税ベースに関する議論だけではなく、制度の不確実性を低下させる視点についても考慮すべきだと考えられる。

（*）本稿は、東京都主税局委託調査「スウェーデン・アメリカ・ドイツ・オランダにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査」および一橋大学 国際・公共政策大学院「コンサルティングプロジェクト」の成果をもとに取りまとめたものである。こういった形での公表をご快諾頂いた東京都主税局税制調査課には感謝申し上げます。もちろん本稿の主張は筆者らのものであり、東京都の主張を示すものではない。

ご利用に際しての留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。 （お問い合わせ） 革新創造センター 広報担当 TEL:03-6733-1001 info@murc.jp

- ・ 第四は経済活動に対して中立的な法人税制の実現である。イタリアで導入されている ACE は資金調達の中立性を確保する法人税制であり、経済理論から示唆される望ましい税制を現実化したものだと言える。理論と実証に基づきながら、より良い税制を作り上げていこうという姿勢は、日本の法人税改革にも大きな示唆を与えるものと考えられる。
- ・ 最後に第五が、外形標準課税に対するスタンスである。日本では、地方法人税は外形標準的性格が徐々に強められてきているが、外形標準課税は政争の具となりやすいためか、必ずしも国際的なトレンドとは言えない。アメリカミシガン州では外形標準課税は廃止されており、ドイツでもかつてに比べると地方法人税の外形標準的性格が弱められてきた。イタリアも 2015 年度から、無期契約労働者の労働コスト全てが地方法人税の課税ベースから控除されることになり、外形標準的要素が弱められた。

目次

1. はじめに.....	1
2. 諸外国の法人税：概観.....	3
3. 各国の法人税制と改革動向：①アメリカ.....	9
4. 各国の法人税制と改革動向：②ドイツ.....	23
5. 各国の法人税制と改革動向：③イタリア	32
6. 各国の法人税制と改革動向：④オランダ	40
7. 各国の法人税制と改革動向：⑤スウェーデン.....	51
8. 諸外国の法人税制・法人税改革と日本への示唆.....	54
参考文献.....	61

1. はじめに

これまで日本の法人税負担の高さは、国内企業の立地競争力を弱め経済成長を抑制するものであるとして、税率の引き下げが長らく主張されてきた。実際、法人税負担の軽減が経済成長にプラスの影響を及ぼす可能性がいくつかの実証分析によっても指摘されてきた。例えば Arnold (2008) は、OECD 諸国の国別パネルデータを用いた実証分析によって、経済成長に対して最も悪影響が大きいのが法人税であり、次いで所得税、消費税、固定資産税の順であると結論付けている。Kneller et al. (1999) も、法人税等の経済に歪みをもたらす税は、経済成長率を低下させることを確認している¹。

こうした指摘を受けて、日本でも法人税率の引き下げが進められてきた。図表 1 は日本の法人税率(国税)の推移を示したものである。1980 年代までは 40%を超えていた日本の法人税率は、1990 年代以降徐々に引き下げられてきているが、これは法人税率を引き下げ、課税ベースを拡大するという国際的な潮流に従ったものとも言える。実際、税制調査会(1993)は「税負担水準については、主要諸外国の動向等を踏まえれば、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って、今後とも検討を進める必要がある」としている。法人税率の大きな引き下げがなされたのは 1998 年度および 1999 年度である。1998 年度は国税法人税率が 37.5%から 34.5%に引き下げられると共に、引当金の縮減・廃止や減価償却の見直し²等によって課税ベースの拡大がなされた。1998 年度の法人税率引き下げは税収中立を基本としたものだったが、1999 年度はやや様相が異なる。1999 年度は法人税率が 30.0%に引き下げられたが、これは国際水準並みへの引き下げを目指した恒久的減税であり、税収中立を基本としたものではなかった³。その後の約 10 年間、法人税率は 30.0%に据え置かれてきたが、2012 年度に 25.5%とさらなる引き下げが行われた⁴。さらに 2014 年 12 月 30 日、自由民主党、公明党両党は「平成 27 年度税制改正大綱」をとりまとめ、法人実効税率⁵の引き下げと課税ベースの拡大が盛り込まれた。具体的には後述するが、現在、国と地方を合わせて 34.62%となっている法人実効税率を、2015 年度に 2.51%引き下げ 32.11%へ、2016 年度までに 3.29%以上引き下げ 31.33%以下とする事が盛り込まれた。

このように、日本でも法人税改革が進展してきているが、類似の改革は諸外国でも数多く行われてきた。例えば、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン等のヨーロッパ諸国では、課税ベースを拡大し、法人実効税率を引き下げる方向で改革が進展してきた。その一方で、各国独自の取り組みも少なくない。例えばオランダでは事前裁定制度を導入し、課税における不確実性を減じる措置が講じられている。イタリアではみなし利息控除(ACE)と呼ばれる法人税制を導入し、資金調達に対して中立的で投資を阻害しない仕組みを取り入れている。研究開発減税をはじめとした政策減税の位置付けや、地方法人課税に対するスタンスも、国ごとに違いがある。そうした諸外国の法人税改革および法人税制の位置

¹ しかしながら、世代重複モデルを用いてアメリカにおける最適資本所得税率(法人税率)を計測した Conesa et al. (2009) は、最適資本所得税率を 36%としている。比較的高い最適資本所得税率が測定された理由として Conesa et al. (2009) は、高齢世代の就業率への影響を指摘している。資本所得税率の引き上げは貯蓄および投資の税引き後利益を低下させ、貯蓄意欲を抑制するため、高齢者の就業率を高める効果があるとしている。

² 建物の減価償却を定額法に限定し、耐用年数を短縮する等の措置が取られた。

³ 石(2008)。

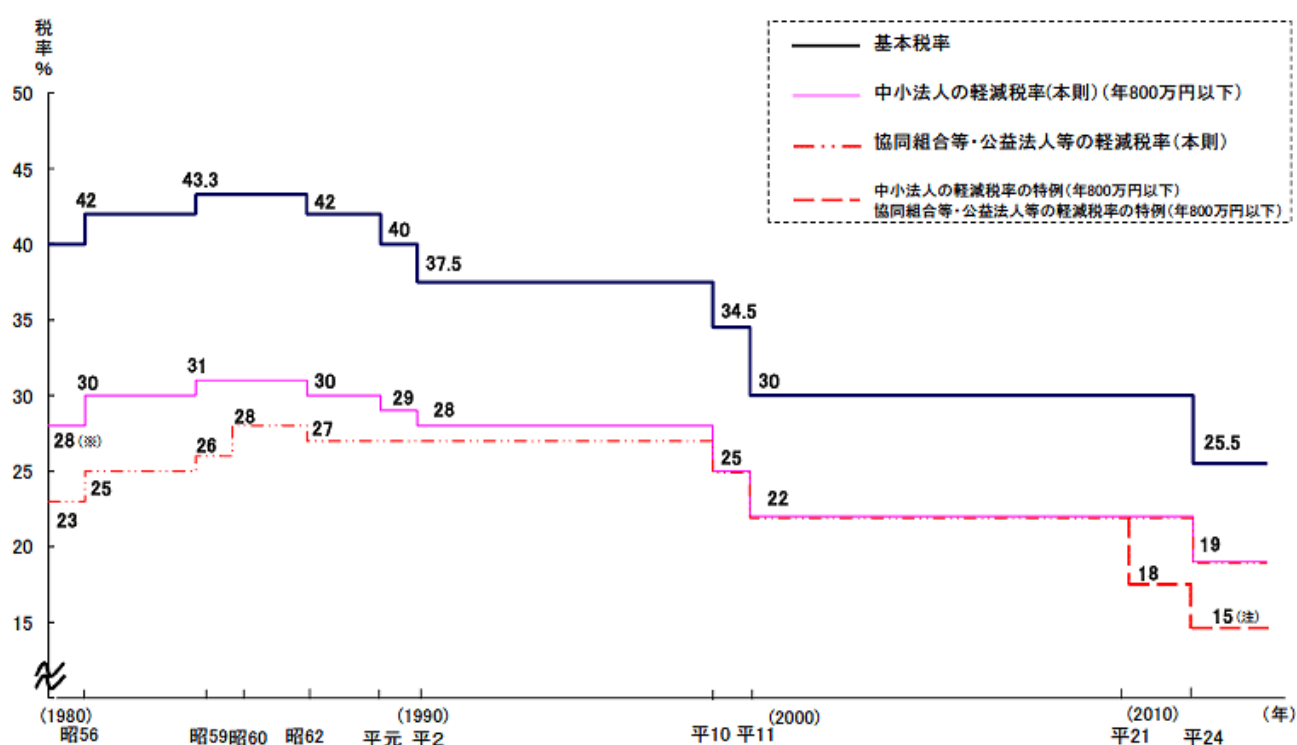
⁴ ただし 2014 年度までは法人税額の 10%分が復興特別法人税として付加されているため、実際の法人税率は 28.05%(=25.5%+25.5%×10%)となっている。

⁵ 本稿では「法定法人実効税率」を法人実効税率と呼ぶ。

付けの違いは、今後の日本の法人税改革を展望する上でも、示唆に富むものが少なくないと考えられる。そこで本稿では、アメリカ、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデンにおける筆者らの現地調査の結果を踏まえつつ、諸外国における法人税改革の動向を概観するとともに、日本への示唆を整理したい。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、平成27年度税制改正大綱で示された法人税改革の中身を整理すると共に、法人実効税率や法人税収の国際比較を通じて各国における法人税の位置付けを概観する。第3節から第7節では、アメリカ、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデンの法人税制と近年の法人税改革について詳述する。第8節では各国の法人税制および法人税改革を整理すると共に、日本への示唆を述べる。全体像を把握されたい方は第2節と第8節を中心にご覧頂きたい。

図表 1 日本の法人税率の推移



(注)平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度に適用される税率。

(※)昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

(出所)財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.htm

2. 諸外国の法人税:概観

本節では諸外国における法人税の役割や位置付けを概観するが、その前に平成 27 年度税制改正大綱における法人税改革の内容について整理する。

(1) 平成 27 年度税制改正大綱における法人税改革

2014 年 12 月 30 日、自由民主党、公明党両党は「平成 27 年度税制改正大綱」をとりまとめ、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大が盛り込まれた⁶。税制改正大綱の法人税に関する主要項目を整理したものが図表 2 である。現在、国と地方を合わせた法人実効税率は 34.62%⁷だが、それを 2015 年度に 2.51%引き下げ 32.11%へ、2016 年度までに 3.29%以上引き下げ 31.33%以下とする事が盛り込まれた。具体的には、現在 25.5%となっている国税法人税率が 2015 年度以降は 23.9%に引き下げられる。また現在 7.2%である法人事業税（都道府県税）の所得割率⁸も、2015 年度には 6.0%、2016 年度には 4.8%と段階的に引き下げられる⁹。税制改正大綱では、さらに 2017 年度以降に 20%台まで引き下げていく方向性が示された。

課税ベースの拡大措置については、外形標準課税の拡大や研究開発減税の縮小が盛り込まれた。具体的には、法人事業税の付加価値割率および資本割率が 2016 年度にかけて段階的に引き上げられていく。法人事業税の付加価値割は給与を増やした企業にとって負担増となってしまうため、給与総額を一定率以上増やした企業の賃上げ分については、その一部を非課税とする措置が盛り込まれた。欠損金の繰越控除については、現在、当該年度の黒字の 80%が控除限度額となっているが、大企業についてはそれが 2015 年度以降 65%に、2017 年度以降は 50%に引き下げられる。その一方で、最大 9 年までとなっている繰越期間が、2017 年度以降は 10 年に延長される予定となっている。また、現在は持株比率が 25%以上の企業からの配当は非課税となっていたが、それが 1/3 超に引き上げられる。総額型研究開発減税については、現在は、法人税の 30%までが税額控除可能な仕組みとなっているが、2015 年度以降は上限が法人税の 25%に引き下げられる。また、税額控除額が上限を超えた部分は翌年度に繰り越せる仕組みになっていたが、それも廃止される。その一方で、特別試験研究費の税額控除率が 12%から 20%へと引き上げられると共に、特別試験研究機関等または大学等との共同研究およびこれらに対する委託研究については税額控除率が 30%に引き上げられる。

2015 年度における法人税改革の増減収額を整理したものが図表 3 である。法人実効税率の引き下げによって 1 兆円の減収となるが、外形標準課税の拡大や研究開発減税の縮小等によって 7900 億円の増収となり、ネットでは 2100 億円の減税になることが見込まれている。

⁶ 現行の法人税制の詳細については三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2014）を参照されたい。

⁷ 復興特別法人税を含まない値。

⁸ 外形標準課税法人（資本金 1 億円超の法人）の最高税率（所得 800 万円超の金額に対する税率）であり、地方法人特別税（国税）（67.4%）を含む値。

⁹ 法人住民税（都道府県民税・市町村村民税）の法人税割率については変更なし。

図表 2 平成 27 年度税制改正大綱における法人税の主な改正内容

		現在	2015年度	2016年度	2017年度以降・備考
法人実効税率		34.62%	32.11%	31.33%	20%台を目指す
外形標準課税	国税法人税率	25.5%	23.9%		「現在」には復興特別法人税を含まない
	所得割率	7.2%	6.0%	4.8%	外形標準課税法人の最高税率、地方法人特別税を含む
	付加価値割率	0.48%	0.72%	0.96%	対象は資本金1億円超の企業のみ、給与総額を増やした企業には賃上げ促進税制を適用
	資本割率	0.2%	0.3%	0.4%	
	中小法人の軽減税率	15%	15% ^(2年延長)		800万円以下の所得に対する税率
欠損金の繰越控除限度額：黒字に対する比率(大企業)		80/100	65/100		2017年度以降は50/100、繰越期間を9年から10年に延長
受取配当等の益金不算入区分：持株比率		25%以上	1/3超		
研究開発減税	総額型控除上限：法人税額に対する割合	30%	25%		
	特別試験研究費の税額控除率	12%	20～30%		特別試験研究機関・大学との共同研究等については30%

(注) 青字は現在から減税となる項目、赤字は増税となる項目。法人実効税率＝(国税法人税率＋国税法人税率×法人住民税法人税割率＋法人事業税所得割率＋法人事業税所得割率×地方法人特別税率)／(1＋法人事業税所得割率＋法人事業税所得割率×地方法人特別税率)。

(出所) 自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」

図表 3 平成 27 年度税制改正大綱における法人税の増減収額(2015 年度)

項目	増減収額
国税法人税率引き下げ	－6700 億円
法人事業税所得割率引き下げ	－3300 億円
外形標準課税の拡大	＋3300 億円
欠損金の繰越控除限度額の引き下げ	＋1900 億円
受取配当等の益金不算入見直し	＋900 億円
研究開発減税等の見直し	＋1800 億円
合計	－2100 億円

（２）諸外国における法人税の役割・位置付け

図表 4 は日本、アメリカ、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデンの 2012 年の中央政府・地方政府の歳入構造をグラフ化したものである。横軸は、政府全体¹⁰の歳入のうち、中央・（州政府・）地方政府の割合を示しており、縦軸は、政府ごとの歳入内訳を示している。緑色部分が法人税収を表している。イタリア、オランダ、スウェーデンでは、法人税は主として中央政府の歳入となっていることが分かる。一方で、日本とドイツは地方政府の歳入に占める法人税収の割合が高いことが分かる。特にドイツでは、地方政府の歳入の 3 割程度を法人税収が占めている。日本でも地方政府の歳入の約 2 割が法人税である。アメリカはこれらの国の中間程度に位置づけられる。6 カ国の中で政府全体の収入に占める法人税の割合をみると、日本が 21.4%と最も高く、次いでアメリカの 13.1%、イタリアの 9.3%、オランダの 8.8%、ドイツの 7.9%、スウェーデンの 7.0%となっている。

各国の国・地方を合わせた法人実効税率を比較したものが図表 5、2000 年以降の法人実効税率の推移を示したものが図表 6 である。ヨーロッパ諸国では、2000 年代に入ってから法人実効税率が徐々に引き下げられてきている。これはヨーロッパ各国で法人実効税率を引き下げ、課税ベースを拡大する法人税改革が進展してきた事を反映している。その一方で、日本やアメリカの法人実効税率はほぼ一定で推移してきている。直近時点での法人実効税率をみると、アメリカ（カリフォルニア州）の法人税率は 40.75%と高い水準になっており、日本はそれに次ぐ 34.62%となっている。イタリアやドイツは欧州諸国の中では高い水準であり、約 30%である。図表 4 で見た通り、ドイツは地方法人税率が高い国である。オランダは欧州諸国の中では平均的な法人税率であり 25%となっている。スウェーデンは欧州諸国でも低い 22%の法人税率となっている。

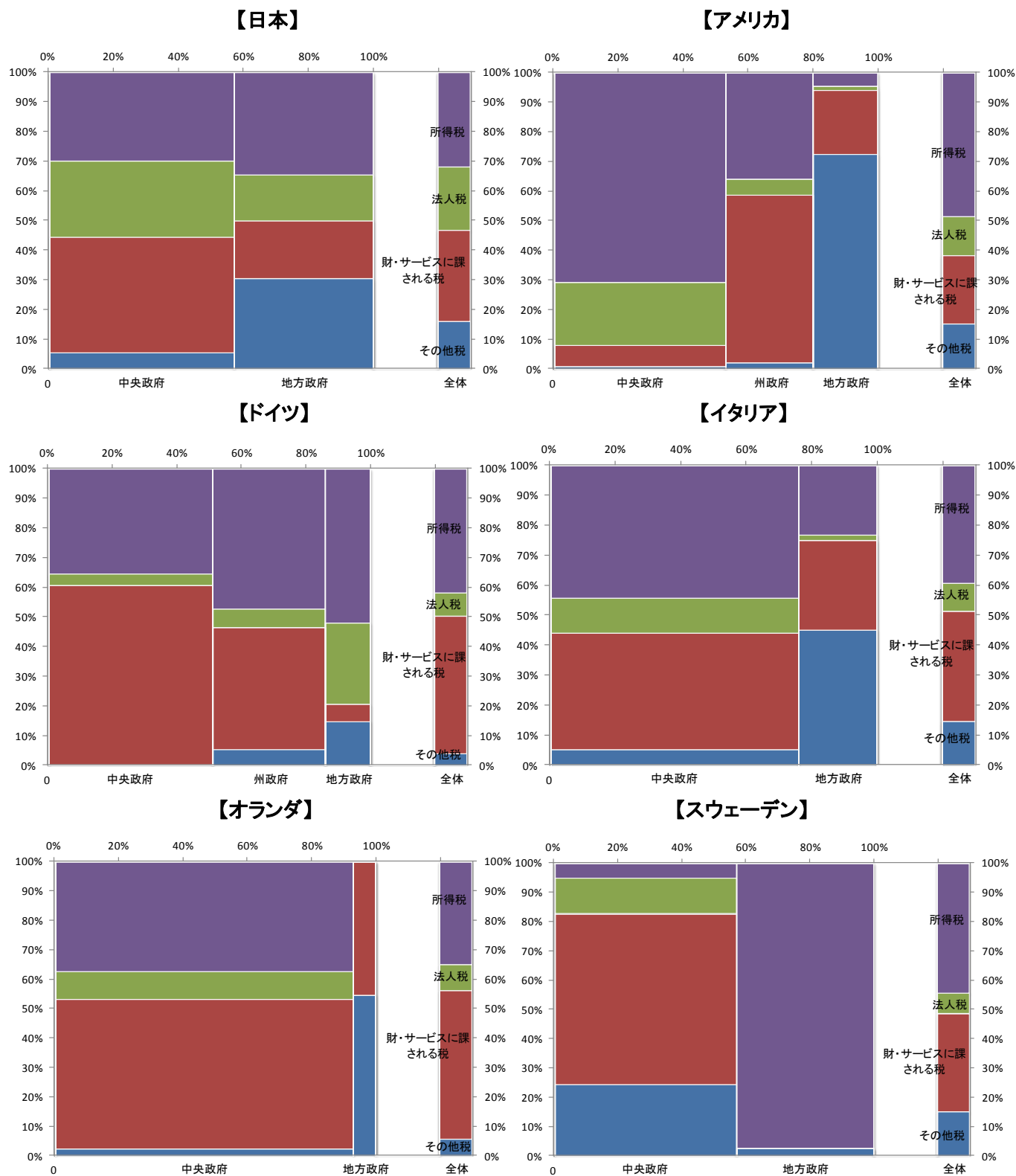
各国の法人税制の変化を概観するために、法人税収対 GDP 比の変化を要因分解したものが図表 7 である。2001 年から 2012 年にかけての法人税収対 GDP 比の変化を、①実効税率要因、②課税ベース要因、③法人所得シェア要因の 3 つに分解している。図表 6 で示しているように、法人実効税率は今回の調査対象国すべてで低下してきているため、法人税収対 GDP 比に対してはマイナスの影響を及ぼしている。課税ベース要因は、オランダ・スウェーデンを除いて法人税収対 GDP 比を引き上げる方向に影響を与えている。法人所得シェア要因は、日本、アメリカ、ドイツ、オランダでプラスであり、イタリアでマイナスとなっている。これらの結果をまとめると、大規模な法人税改革が行われてこなかった日本およびアメリカは、法人税収対 GDP 比の変化が小さい。ヨーロッパの中で規模の大きなドイツおよびイタリアでは、法人実効税率が引き下げられると共に課税ベースの拡大が図られてきたことが分かる。国家規模の小さなオランダおよびスウェーデンでは、法人実効税率および課税ベースの双方が小さくなっており、全体的な企業負担が低下していることが分かる¹¹。

以上の各国における法人税の役割・位置付けを念頭に置きながら、以降では、各国の法人税制と近年の改革動向について整理をしていく。

¹⁰ 社会保障基金は除く。

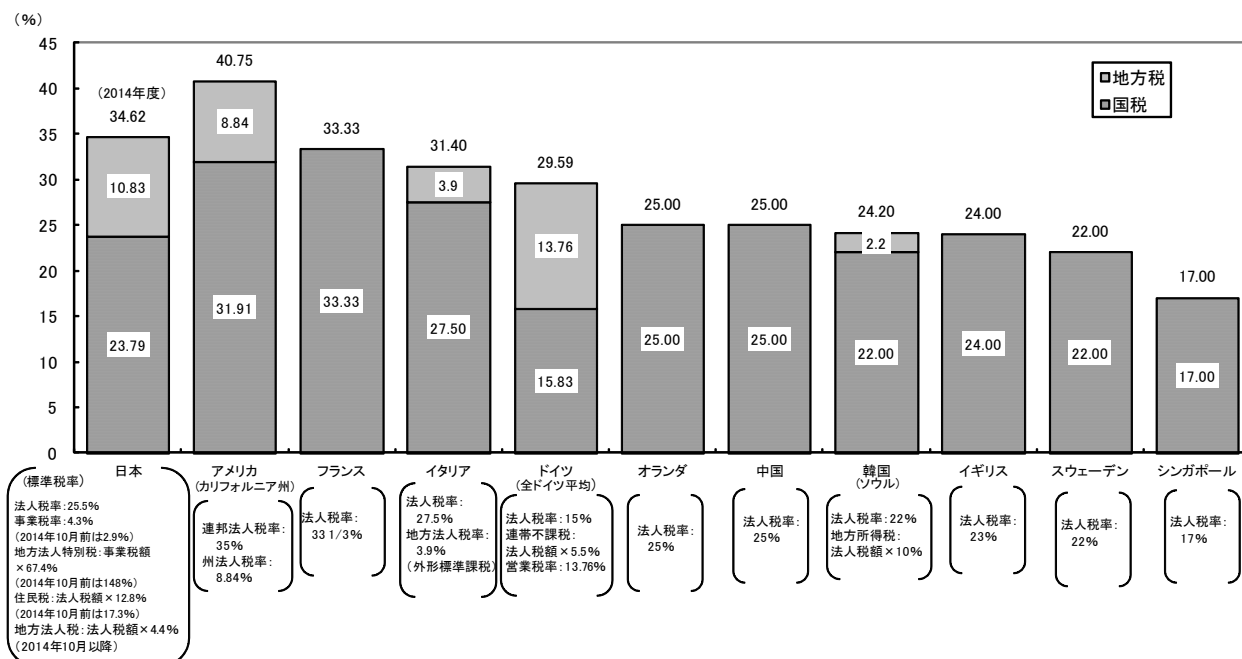
¹¹ オランダで課税ベース要因がマイナスとなっているのは、後述するように事前税務裁定や事前価格合意等による可能性も考えられる。

図表 4 税収構造の比較(2012 年)



(出所) OECD “Revenue Statistics”

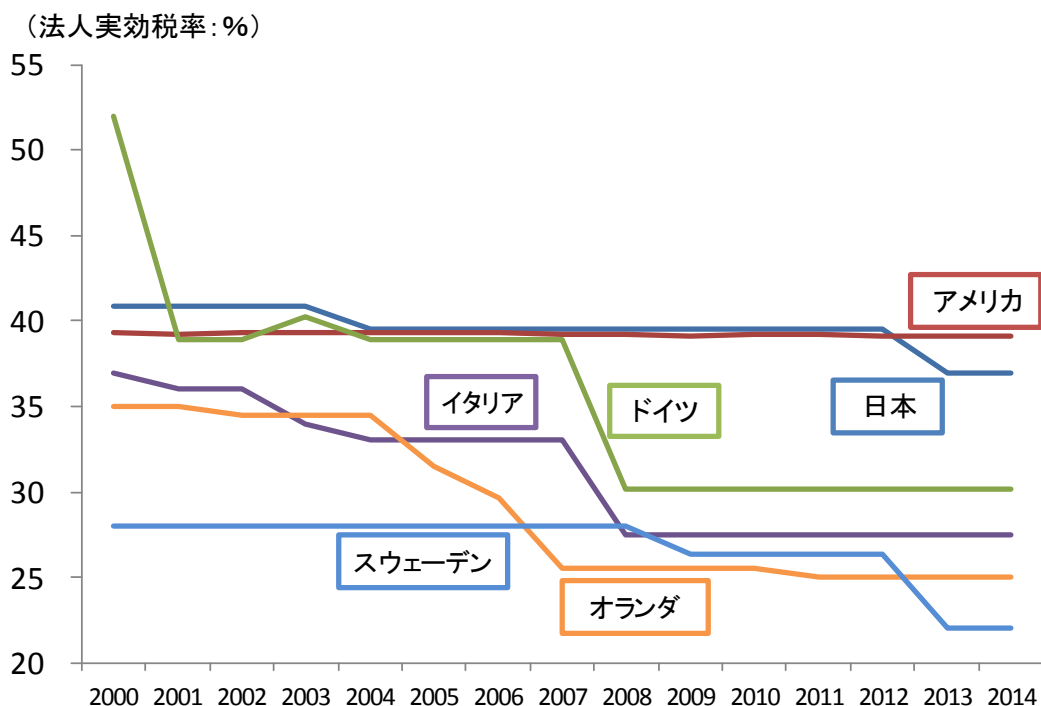
図表 5 国・地方税を合わせた法人実効税率の国際比較



(注) 2014年3月現在

(出所) 財務省資料を基に、イタリア、オランダ、スウェーデンを加筆。

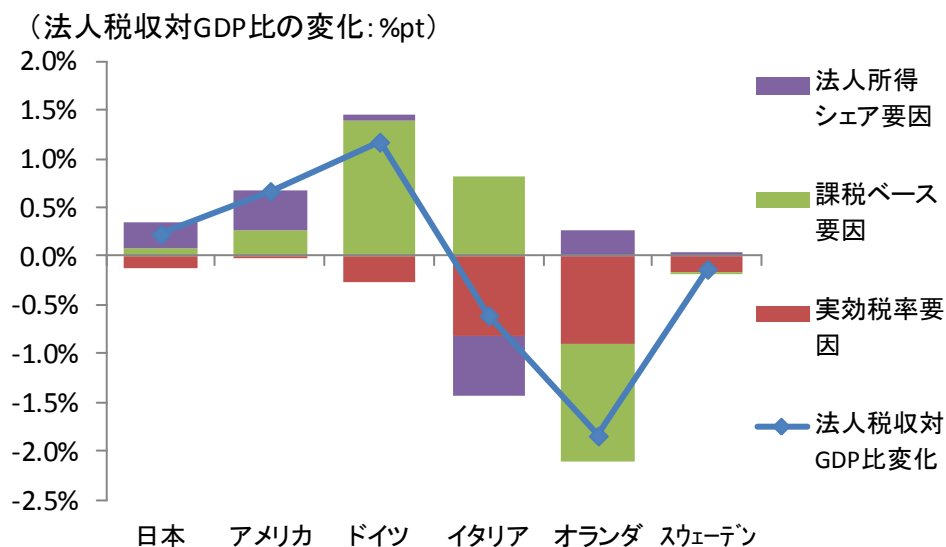
図表 6 法人実効税率の推移



(注) 日本は復興特別法人税を含む値。図表 5 とは定義が異なる部分がある。

(出所) OECD Tax Database

図表 7 法人税収対GDP比変化の要因分解(2001 年～2012 年)



(注) 法人税収/GDP＝法人実効税率×(法人課税所得/法人営業余剰)×(法人営業余剰/GDP)を対数変換したうえで寄与度分解している。対数を取った式の右辺第1項が「実効税率要因」、第2項が課税ベース要因、第3項が法人所得シェア要因である。法人課税所得は法人税収を実効税率で割る事によって算出している。2001 年～2012 年の法人税収対GDP比の変化分に一致するように合計を調整している。

(出所) OECD: National Accounts, Tax Database, Revenue Statistics, Statistics Sweden: National Accounts より作成

3. 各国の法人税制と改革動向:①アメリカ

(1) 連邦法人税

①概要

アメリカで法人税が課税されるのは主として C-Corporation であり、S-Corporation や LLC、パートナーシップ等の事業体については、事業所得は個人パートナーにパススルーされ、個人所得税として課税される。

図表 8 法人制度の概要と課税方式

	個人事業主	パートナーシップ ¹⁾		LLC	コーポレーション	
		ジェネラル	リミテッド		S-Corp ²⁾	C-Corp
形態	非法人組織	組合	匿名組合	組合・法人を選択	法人組織	法人組織
責任範囲	無限責任	無限責任	General Partner は無限責任、Limited Partner は有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
登録	不要	不要	州に登録	州に登録	州に登録 ³⁾	州に登録
課税	個人の所得として課税	個人の所得として課税	個人所得として課税	個人所得で申告可 ⁴⁾	法人所得は株主(事業主)に配分され、株主は個人所得として申告するため法人税は通常発生しない	法人所得に法人税が課され、出資者は給与、配当金が課税される
出資者等	個人	2名以上の個人・法人	2名以上の個人・法人	1名以上 ⁵⁾	1名以上 ⁵⁾	1名以上 ⁵⁾
損益配分	事業主の個人所得	パートナーの個人所得	パートナーの個人所得	パートナーの選択 ⁴⁾	損益は株主に配分	利益は配当で株主に分配
最低資本金	なし	なし	なし	なし	なし	なし

(注1) パートナーによる合議によって利益の配分などを決定するが、合議がない事項については統一パートナーシップ法(ルイジアナ州を除く)の規定に従うことになる。

(注2) S-Corporation の条件は株主が100人以下で、かつ個人、諸財団、特定信託であり、かつ非居住外国人がいないことである。また、株式は1種類しか発行できないこと、金融機関や保険会社などが S-Corporation になることもできないといった制約もある。

(注3) 州に登録するのはコーポレーションとしての登録であり、その後株主の同意を得た上で IRS(内国歳入庁)に申請することで S-Corporation となる。

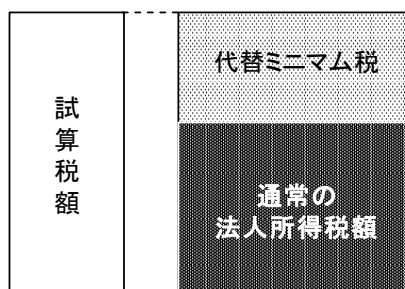
(注4) パートナーが課税主体とならない組織形態を選択できる。この場合、利益は個人の所得として配分される。

(注5) 州によって異なる。

(出所) 伊藤(2009)、ジェトロ(2010)などを参考に作成

アメリカでは通常の法人所得税とともにこれを補完する代替ミニマム税(alternative minimum tax)によって法人所得税は構成されている。企業は通常の法人所得税に加え、試算税額(tentative minimum tax)を計算し、以下の図のように通常の法人所得税が試算税額を下回る場合、代替ミニマム税を通常の法人所得税に加えて支払わなければならない。

図表 9 アメリカにおける法人所得税と代替ミニマム税



内国歳入法（Internal Revenue Code：IRC）に基づき、通常の法人所得税には累進性があり、課税所得に応じて以下の税率が設定されている。(IRC 第 11 条 b および Internal Revenue Service (IRS: 内国歳入庁),” Instruction for Form 1120”)

図表 10 課税所得額と法人税率

課税所得額（\$）		税率（%）
超	以下	
0	50,000	15
50,000	75,000	25
75,000	100,000	34
100,000	335,000	39
335,000	10,000,000	34
10,000,000	15,000,000	35
15,000,000	18,333,333	38
18,333,333		35

(注) 課税所得の増加に伴って税率が低下するケースがあるのは、課税所得が大きくなるにつれて、軽減された税の取り戻しが発生するからである。

これに対し、代替ミニマム税を算出するための試算税額は以下の方法で算定される。

代替ミニマム課税所得＝通常の課税所得＋調整項目＋税優遇項目±その他の項目

試算税額＝(代替ミニマム課税所得－基礎控除)×税率(20%)－外国税額控除

ここで調整項目とは主に 1987 年以降に使用を開始した不動産と動産の減価償却であり、税優遇項目とは、1986 年以前に使用を開始した不動産と賃貸動産の減価償却、百分率法による減耗償却、無形掘削開発費用などである。その他の項目としては調整当期利潤による調整(adjusted current earnings adjustment)などがある。この調整当期利潤による調整とは財務諸表上の当期利潤と、税務上の当期利潤に差がある場合にこれを調整して得られる額のことで、こうした調整項目が 3 種類設定されている。ただし、その他の項目はマイナスになる可能性があり、代替ミニマム課税所得を小さい場合もある。

②主な控除・優遇措置等

ア) 研究開発税制

■適格研究の範囲

アメリカでは、研究開発を促進するために研究開発税制が措置されている。研究開発税制の対象となる適格研究の範囲は以下のように定められている。適格研究費は、適格研究活動に従事している（直接従事している又はその活動を直接的にサポートしている）研究者の人件費、および適格研究に使用される物品（有形資産）に係る費用と定義されている。

- ・ 納税者の事業に関連する活動であり、試験及び実験に用いられる研究開発費用の発生が伴うもので、原則として、製品の開発及び改良のために行われる活動。
- ・ 物理学、生物学、機械工学及びコンピューターサイエンスの原理を基にする実験プロセス（Process of Experimentation）¹²を活用し、本質的な技術に関わる情報を得ることを目的として行われる活動。
- ・ 納税者の事業要素（Business component）¹³を新たに開発又は向上させるために有用な情報を得ることを目的として行われる活動。事業要素を開発するための機能並びに手法、又は事業要素の適切な設計に必要な情報の不確実性を取り除くことを目的として行われる研究もこれに該当する。
- ・ 十分な適格目的のための実験プロセスの要素を持つ研究活動。

外部委託者へ支払う適格研究開発費用については、支払い費用の 65%相当額は、適格研究費として認められる。これには、納税者の代わりに行われる適格研究に係る費用及び適格研究活動に従事する自社の従業員以外の者に対する支払いも含まれる。（IRC 第 41 条(b)(3)(C)）

ただし、科学研究を主な目的として設立・運営されている私立財団ではない研究機関等の場合は 75% までが適格研究費として認められる。（IRC 第 41 条(b)(3)(C)）また、エネルギー研究を行う適格小企業、大学及び政府研究所の場合は 100%適格研究費として認められる。（IRC 第 41 条(b)(3)(D)）

なお、下記に係る活動は適格研究とはみなされない。

- ・ 米国（プエルトリコ及び米国領域を含む。）外において行われた研究¹⁴。
- ・ 他社により拠出された資金にて行っている研究。
- ・ 商業販売並びに商業利用のための事業要素が既に確立された後に行われる研究及び事業要素が販売や利用のための基礎機能並びに経済条件を満たした後に行われる研究。

¹² 実験プロセス（Process of Experimentation）とは、研究活動の初期段階において、その研究結果を得るために必要な機能並びに手法、又は適切な設計が確実なものとなっていない状況において、研究結果を得るために複数の代替案を試みるプロセスを指す。

¹³ 事業要素（Business component）とは、自社の事業において販売される、賃借される、又は使用される製品、プロセス、コンピュータ・ソフトウェア、技術、公式及び発明を指す。

¹⁴ 国外の外部委託者へ支払う研究開発用も、自社が外国で実施する研究開発費用も適格研究には認められない。（IRC 第 41 条(d)(4)(F)、及び Internal regulation 1.41-4(c)(7)）

- ・ 顧客要求に基づく既存事業要素の適用。
- ・ 既存事業要素の再生産。
- ・ 日常的に行われる品質管理試験及び検査（管理調査、市場調査等）。
- ・ 社会科学、美術及び人間科学の研究。

■研究開発税制の種類

試験研究費に対する優遇税制としては以下の通常税額控除(Regular Credit)と代替簡素化税額控除(Alternative Simplified Credit)の2つがある。

■通常税額控除

通常税額控除における控除額は以下の3つの金額の合計に、IRC 第 280C 条に基づく控除の減額を求めない場合は 20%、減額を求める場合は 13%を乗じた金額となる。

- 1) エネルギー研究組合のエネルギー関連の研究に対する支出額
- 2) 大学などの認定機関(qualified organizations)の基礎研究に対して行った支出額－基礎研究経費(qualified organization base period amount)
- 3) 適格試験研究費(qualified research expenses)の 50%と（適格試験研究費－「基礎経費」¹⁵⁾）のうちの小さい額

2) は、認定された大学や科学研究機関などの試験研究機関が実施する基礎研究に支払った費用から基礎研究経費を控除した額である。基礎研究経費とは、適格試験研究に対する最小研究費(minimum basic research amounts)と、適格試験研究に対する過去3年間の維持管理費などを加えた額から算出される認定機関の適格試験研究に対する研究費のことをいう。基礎研究経費を控除してマイナスとなった場合には控除できない。

さらに 3) では、企業が支出する2つの試験研究費を算出してその小さい金額を選択し、この金額に控除率を乗じて控除額を決定している。なお、このうち、（適格試験研究費－基礎経費）の算出方法を以下に記す。

¹⁵ 「基礎経費」とは IRS の Form 6765 の Line13 の値のことで、IRS が名称を与えていないため便宜的に与えた名称である。なお具体的な算出方法は表を参照のこと。

図表 11 適格試験研究費－基礎経費の算出方法

項目	算出方法
適格試験研究費	政府が認定する試験研究に対する人件費など支出の合計。さらに上記 2) の認定機関に対して支払った基礎研究以外の経費なども一定の条件のもとで適格試験研究費に算入することができる。
基礎経費	下記の ii) 平均総収入額に i) 固定基礎比率(fixed-base percentage) を乗じた額
i) 固定基礎比率	(1984 年から 88 年までの適格試験研究費の合計)/(同期間の総収入額の合計)のことで、これが 16%を超える場合、固定基礎比率は 16%になる。ただし、新規開業企業には別途この比率が設定されている ^注 。
ii) 平均総収入額	過去 4 年間の総収入額の平均

(注) 84 年から 88 年に存在しなかった企業に係る固定基礎比率は、以下の算式による。

94 年以降に開始する事業年度について、設立後、適格試験研究費が初めて発生した年度(初年度)から 5 事業年度の間: 3%

6 事業年度目: 4、5 年目での適格試験研究費と総収入との割合を 6 で除した割合

7 事業年度目: 5、6 年目での適格試験研究費と総収入との割合を 3 で除した割合

8 事業年度目: 5～7 年目での適格試験研究費と総収入との割合を 2 で除した割合

9 事業年度目: 5～8 年目での適格試験研究費と総収入との割合に 2 を乗じ 3 で除した割合

10 事業年度目: 5～9 年目での適格試験研究費と総収入との割合に 5 を乗じ 6 で除した割合

11 事業年度目以降: 5～10 年目のうち、納税者が選択した 5 事業年度における適格試験研究費と総収入との割合

(出所) IRS の 2009 年度納税申告書 Form 6765 等より作成

■代替簡素化税額控除

代替簡素化税額控除では、通常税額控除で算出した控除対象となる経費を以下の方法を使用して算出することができる。なお、適格試験研究費の算出方法は通常税額控除と同じである。

控除対象経費＝適格試験研究費－過去 3 年間の適格試験研究費の平均金額×50%

この値が正であれば、これに 14% を乗じた金額が税額控除される。また、税額控除を受ける年から過去 3 年間に適格試験研究費が 1 年でも存在しない企業の場合、適格試験研究費に 6% を乗じて控除額を算出する。

■税額控除の限度額

IRS では、研究開発支出についての税額控除と損金算入の重複適用を避ける意図から、納税者は、研究開発支出を経費として損金算入にする(IRC 第 174 条(a))か、資本支出として償却対象とする(IRC 第 174 条(b))かの選択を行うことができる措置を講じている。

1) 経費として損金算入する場合(IRC 第 174 条(a))

研究開発支出について、研究開発税額控除分は損金算入が認められていない(IRC 第 280 条 C(c)(1))。したがって、損金算入額については、税額控除分が差し引かれることになる。

研究開発支出についての損金算入額＝控除対象研究開発支出－研究開発税額控除額

この結果、実質的な研究開発税額控除率は以下のとおりとなる。

- ・通常税額控除の場合：研究開発税額控除率 20%×法人税率分、控除率が減少する。
(法人税率 35%の場合、実質税額控除率は、 $20\% - 20\% \times 35\% = 13\%$ となる。)
- ・代替簡素化税額控除の場合：研究開発税額控除率 14%×法人税率分、控除率が減少する。
(法人税率 35%の場合、実質税額控除率は、 $14\% - 14\% \times 35\% = 9.1\%$ となる。)

2) 資本支出として償却する場合 (IRC 第 174 条(b))

研究開発支出を資本支出（ただし、IRC 第 167 条、611 条対象資本を除く）とする場合、5 年以上の期間に亘り比例的に繰延べ費用として償却することができる (IRC 第 174 条(b))。

償却額分を上回る税額控除額は次年度以降に繰り越されるとともに、将来の償却額から減じられることになる (IRC 第 280 条 C(c)(2))。

3) 税額控除額減少の選択 ((IRC 第 280 条 C(c)(3)))

納税者が税額控除よりも、経費としての損金算入または償却を選択したい場合、減額した税額控除額 (reduced credit) を選択することができる。この場合の研究開発税額控除額は、最高法人税率 35%相当分を除いた控除対象研究開発支出となる (すなわち、控除対象研究開発支出の 65%分)

イ) 減価償却

■固定資産

現行では、3 種類の減価償却制度が並存している¹⁶。

¹⁶ 減価償却制度の内容は、伊藤公哉『アメリカ連邦税法第 4 版』中央経済社、2009 年を基に、その後の制度変更を加筆した。

図表 12 減価償却制度

使用を開始した時点	減価償却制度
a. 1980 年 12 月 31 日以前	IRC 第 167 条による減価償却
b. 1981 年 1 月 1 日以降 1986 年 12 月 31 日以前	加速度原価回収制度 (Accelerated Cost Recovery System : ACRS)
c. 1987 年 1 月 1 日以降	修正加速度原価回収制度 (Modified Accelerated Cost Recovery System : MACRS)

○第 167 条による減価償却

耐用年数を納税者が過去の実績等から判断するシステムに加え、基準耐用年数表に定める耐用年数の前後 20% の範囲で、納税者が償却期間を決定できる「種類別試算減価償却範囲制度 (class life Asset Depreciation Range system : ADR)」の採用が認められた。

償却方法は、定額法、200%定率法、150%定率法、級数法がある。加速償却（定額法以外）の利用については、資産ごとに別途制限がある。

残存価額は納税者が過去の実績等から判断しなければならないが、3 年以上の有形動産については、10% を超過する残存価額部分を無視して毎年の減価償却費を計算することが認められている。

○加速度原価回収制度

1981 年経済回復税法 (Economic Recovery Act of 1981) により、1981 年 1 月 1 日以降 1986 年 12 月 31 日以前に使用開始の固定資産については、実際の経済的耐用年数よりも短い期間での償却が可能となった。また、適格資産の取得について毎期一定額までを即時費用化することが認められている (179 条即時費用化選択 : section 179 expense election (後述))。残存価額はゼロとし、すべての償却資産について動産は償却期間を 3 年、5 年、10 年、15 年の 4 種類、不動産は 2 種類となり、その分類に応じた償却率を IRS が用意することで納税者の負担軽減が図られている。

○修正加速度原価回収制度

1986 年税制改革法 (Tax Reform Act of 1986) により、所得税率の引き下げと引き換えに、償却期間を延長した修正加速度原価回収制度が導入されている。なお、残存価額はゼロで計算する。(IRC 第 168 条(b)(4))

修正加速度原価回収制度における通常の減価償却での償却年数、償却方法、資産分類は以下の通り。

図表 13 修正加速度回収制度における償却年数・償却方法・資産分類

償却年数	対象資産	償却方法	主な資産分類	使用開始期 平均化の方法
3 年	主に動産	200%定率法	3 歳以上の競走馬	原則：半年分 例外：四半期の 半分
5 年			車輜、電子複写機、電子計算機	
7 年			事務用家具、一般機械	
10 年			船舶、電気計器、電力システム	
15 年		150%定率法	原子力発電設備	
20 年			ガス供給設備	
27.5 年	不動産	定額法	居住用賃貸不動産（アパート）	半月分
39 年			非居住用不動産（商業ビル、倉庫）	

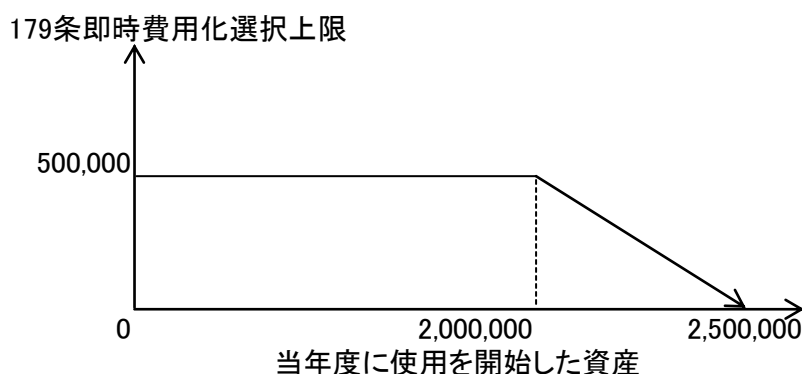
（注）減価償却資産の耐用年数の詳細は、IRC 第 168 条に基づく IRS Publication 946 “How to Depreciate Property” Appendix A および B を参照

○179 条即時費用化選択

IRC 第 179 条の規定により、有形動産や一定のコンピュータ・ソフトウェアの取得原価を取得期に即時費用化することを選択できる。即時費用化できる金額には上限があり、2013 年の場合 50 万ドルとなっている。また、各年度に取得した資産（不動産を除く）の総額が一定額（2013 年の場合 200 万ドル）を超過した場合、超過額 1 ドルにつき 1 ドルずつ即時費用化できる金額は逡減される。したがって、2013 年の場合取得総額が 250 万ドルを超えると、この制度を利用することはできない。

なお、即時費用化できる金額は、納税者の課税所得金額を超えることはできないが、課税所得を超過する部分は、翌年以降に繰り越すことが可能である。

図表 14 179 条即時費用化選択上限(単位:ドル)



■無形資産

IRC 第 197 条の規定により、営業権や商標権、免許・許認可・技術情報などの無形資産については、15 年間の償却 (amortization) が認められている。なお、自己創設の無体財産は、基本的には償却控除することはできない。

ウ) 繰越欠損金

欠損金については、原則として 2 年間の繰戻と 20 年間の繰越が可能になっている。まず 2 年間の繰戻措置が取られるのは、当該企業の資金不足を解消することが目的で、繰戻で相殺できない場合には最長 20 年間繰越することができる。

繰戻を受けずに繰越することも可能であるが、一度申請すると繰戻を受けることはできない。(IRC 第 172 条)

以下では、カリフォルニア州とミシガン州の 2 州を取り上げて、地方法人税について略述する。

(2) カリフォルニア州法人税

①概要

カリフォルニア州では営業実態のある企業に対してはフランチャイズ税、営業実体の無い企業には法人所得税が課税される。両税とも税率は、C-Corp となる企業には 8.84%、S-Corp となる中小企業は、1.5% である。フランチャイズ税を支払う企業に対しては、連邦法人税と同様に、定額のミニマムフランチャイズ税が義務付けられている。事業主の所得に算入されるパススルー事業体には個人所得税 (累進税) が課税される。事業所得のパススルーにより個人所得税として納税する場合、最高税率は 12.3% で、代替ミニマム課税は 7% である。課税所得が 1 百万ドルを超える場合は、さらに 1% の mental health surcharge が課される。

カリフォルニア州歳入租税法(California Revenue and Taxation Code)に基づき、カリフォルニア州では法人所得税としてフランチャイズ税(Corporation Franchise Tax)と州法人所得税(Corporation Income Tax)が課されている。なお、法人所得税の所管はフランチャイズ税委員会(Franchise Tax Board)である。一般にカリフォルニア州で営業実態のある企業に対してフランチャイズ税が、営業実態がない企業がカリフォルニア州で所得があった場合に州法人所得税が課税される¹⁷。州法人所得税に対しては、連邦の法人税と同様にこれを補完する代替ミニマム税(alternative minimum tax)が課税され、フランチャイズ税を支払う企業に対しては定額のミニマムフランチャイズ税(Minimum Franchise Tax)が義務付けられている。

複数州で課税所得がある場合、以下の方法によって所得を配賦する。

ア. 所得を事業所得と非事業所得に区分する。

イ. 非事業所得である受取利息、受取配当金、ロイヤリティー、キャピタルゲイン等は、納税者の主

¹⁷ https://www.ftb.ca.gov/aboutFTB/Tax_Statistics/Reports/2011_A-3.pdf

https://www.ftb.ca.gov/aboutFTB/Tax_Statistics/Reports/2011_Footnotes_A3.pdf

https://www.ftb.ca.gov/aboutFTB/Tax_Statistics/

たる事業所在地や資産の主たる使用地にある州に全額配賦される。

- ウ．事業所得は、資産・給与・売上の3つの配賦要素（Apportionment Factors）のそれぞれについて、全社ベースの金額に対するカリフォルニア州帰属分を計算し、その金額を単純平均して配賦比率を算出し、これに事業所得を乗じてカリフォルニア州帰属所得とする。

法人所得税は一般企業(C-Corporation)と中小企業(S-Corporation)で税率が異なり、さらに銀行などの金融法人に対しては追加税率が設定されており、その詳細は以下の通りである。

図表 15 カリフォルニア州における法人税率

	一般企業	中小企業	金融法人	
			一般企業	中小企業
税率 (%)	8.84	1.5	10.84	3.5
ミニマムフランチャイズ税 (\$/年)	800	800	800	800
代替ミニマム税 (%)	6.65	—	8.65	—
その他 (%) 注	—	8.84	—	8.84

(注) 一般企業であるときに蓄積された含み益(built-in gains) を転換後 10 年以内に処分した場合は、転換時に生じている含み益部分が法人所得として課税される。

(出所) California Franchise Tax Board "California's Corporation Taxes Frequently Asked Questions"

②研究開発税制

■研究開発税制の適用条件

カリフォルニア州の研究開発税制はカリフォルニア州で行われた研究開発に限定されているが、連邦歳入庁の制度に準じて運用されている。研究開発に対する税額控除を受ける場合、通常税額控除と代替増加税額控除のどちらかを申請することになる。

- ・ 適格研究の基準は内国歳入法に従っている。
- ・ 研究開発税制は一般企業、中小企業、パートナーシップ、LLC、トラストなどが利用できる。
- ・ カリフォルニア州と連邦歳入庁の双方に研究開発税額控除を申請する必要はない。
- ・ 税額控除は複数の企業、パートナーが申請した場合、等分に配分するか、1つの納税者に配分される。
- ・ 中小企業が法人所得税から税額控除を受ける場合、法人税額の3分の1まで申請することができる。
- ・ 中小企業は100%の税額控除額を株主に比例配分することができる。

■通常税額控除(Regular Credit)

通常税額控除における控除額の算出方法は連邦政府の研究開発税制と同様に以下の2つの適格試験研究費等を算出することで行われる。

- 1) 大学などの認定機関(qualified organizations)の基礎研究に対して行った支出額－基礎研究経費

(qualified organization base period amount)

- 2) 適格試験研究費(qualified research expenses)の 50%と（適格試験研究費－「基礎経費」）のうちの小さい額

一般企業は 1)と 2)に基づいて、中小企業やパートナーシップ等は 2)に基づいて税額控除額を算出する。一般企業の場合には 1)に 24%、2)に 15%をそれぞれ乗じて合算、他の法人形態では 2)に 15%を乗じる。さらに、ここで算出した額に法人形態による以下の係数を乗じた額が税額控除額となる。

図表 16 税額控除額の係数

	個人・トラストなど	一般企業	中小企業
係数	90.7%	91.16%	98.5%

(出所) Franchise Tax Board "California Forms 3523 2011(Research Credit)"

■代替的增加額税額控除（Alternative Incremental Credit）

代替増加額税額控除では通常税額控除と同様に以下の適格試験研究費等を算出する。

- 1) 大学などの認定機関(qualified organizations)の基礎研究に対して行った支出額－基礎研究経費(qualified organization base period amount)
- 2) 適格試験研究費(qualified research expenses)

研究開発の税額控除の開始年度に先立つ 4 ヶ年の平均粗収入額に基づき以下の手順で税額控除の額を決定する。

$$\begin{aligned} \text{①} &= \{2\} - (\text{平均粗収入額} \times 1.0\%) \\ \text{②} &= \{2\} - (\text{平均粗収入額} \times 1.5\%) \\ \text{③} &= (\text{①} - \text{②}) \\ \text{④} &= \{2\} - (\text{平均粗収入額} \times 2.0\%) \\ \text{⑤} &= (\text{②} - \text{④}) \\ \text{⑥} &= (\text{③} \times 1.49\% + \text{④} \times 1.98\% + \text{⑤} \times 2.48\%) \end{aligned}$$

一般企業は 1)と 2)、⑥を加え、その他の法人形態では 2)、⑥を加えた上で、図表 16 の係数を乗じて税額控除額を算出する。

■税額控除の繰越

カリフォルニア州では研究開発に対する税額控除の全額を控除するまで繰越することができるが、繰り

戻すことはできない。

（３）ミシガン州法人税

①概要

ミシガン州では C-Corp となる企業に 6 % の所得課税を課しており、事業主の所得に算入されるパススルー事業体には個人所得税 4.25 % が課税される。事業所得のパススルーにより個人所得税として納税する場合、その税率は 4.25 % である。ミシガン州では、2007 年に単一事業税(Single Business Tax)の廃止が決定され、ミシガン事業税(Michigan Business Tax)に移行した。さらに 2011 年にはミシガン事業税も廃止され、2012 年から法人所得のみに課税する法人所得税が導入された。

■法人所得税導入の経緯

76 年に 7 つの企業関係税（法人所得税、法人免許税、棚卸し資産税等）を統合して創設された単一事業税は、企業が消費した行政サービスあるいは企業の受益に従う応益原則による租税であった。単一事業税では、連邦法人税の課税所得に報酬、減価償却、支払利子等を加えて算定した額に、付加価値の州間配分率を掛けて課税ベースとしている。さらにこの課税ベースから資本取得が控除される。このように単一事業税は付加価値に課税されるため所得型の性格を持ち、一方資本取得控除が認められていることから消費型の性格も併せ持つユニークな税と評価されてきた。

また、単一事業税で使用される付加価値の州間配分率は、資産、賃金、売上という 3 要素の全米に占めるミシガン州の割合に、それぞれウェイトを用いて加重平均したものである。この 3 要素に対するウェイトは 91 年まで各要素が 1/3 ずつとされていたが、その後、資産と賃金のウェイトが順次下げられていき、99 年からは資産と賃金が 5 % ずつ、売上高が 90 % となっていた。これはミシガン州内の工場で製造し、州外で販売する割合が大きい企業の税負担の軽減を意図したものであった。

単一事業税は計算方法が複雑な上に、様々な特例措置が加わることで税務行政を煩雑にしていた。さらに特例措置によって付加価値税の効果を歪めているといった批判が行われるようになる。とりわけ大企業と中小企業に配慮したことで課税ベースを広くするといった単一事業税の目的も失われ、納税しない企業は半数にまで増加した。この結果、納税額の 60 % は 4 % の企業で占められるようになった¹⁸。このような問題を解決するため、単一事業税を廃止し、2008 年 1 月 1 日からミシガン事業税(Michigan Business Tax)に移行した。

ミシガン事業税は、ミシガン州で事業を行っていれば、法人に限らず課税され、法人所得に相当する額の 4.95 %、総収入額の 0.8 % を納税する仕組みであった。ミシガン事業税は導入されたばかりであったが、2011 年 5 月には法改正が行われ、ミシガン事業税が廃止されている。これに代わって新たに法人所得に課税する法人所得税が導入されている。

新たに導入された州法人所得税はミシガン事業税と異なり、法人所得にのみ課税する仕組みである。加えて、ミシガン事業税ではパススルー事業体と呼ばれるパートナーシップや LLC に対しても課税していたが、州法人所得税の納税義務者は企業に限られている。加えて、年間の総収入額が 35 万ドルに満たない企業は申告義務を負わず、小規模事業に対する税額控除(Small Business Alternative Credit)が存在す

¹⁸ http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zei_d_03.html

る。また、ミシガン事業税の下で実施された制度が継続していることなどを理由に企業がミシガン事業税を選択することも可能になっている。さらに金融・保険業に対しては異なる課税が行われている。

州法人所得税の課税標準は連邦歳入庁の法人所得に以下の加算項目と控除項目を考慮したものである。但し、交通サービス企業や通信会社にはこの算定方法を適用していない。

図表 17 連邦歳入庁の法人所得からの加算・控除項目

加算項目	ミシガン州外の債券・証券会社からの利子・配当収入
	当期純利益に対する課税
	連邦所得で計上した繰上・繰越欠損金
	ユニタリー事業グループのメンバーではない個人に対するロイヤルティや利子、その他の費用の支払
控除項目	ユニタリー事業グループではないパススルー事業体や S-Corporation からの収入
	外国人や外国企業からの配当やロイヤルティ
	米国債からの利子

(出所)Michigan Department of Treasury"2012 Michigan Corporate Income Tax for Standard Taxpayers"

図表 18 法人所得税率

	一般企業
税率	6.0%

(出所)Michigan Department of Treasury "2012 Michigan Corporate Income Tax for Standard Taxpayers"

②小規模事業税額控除(Small Business Alternative Credit)

金融・保険業を除き、あらゆる企業は以下の条件を満たせば、小規模事業税控除を受けることができる。この制度はミシガン事業税から継続しており、州法人所得税における唯一の税控除制度となっている。

- ・ 総収入が年間 2,000 万ドル以下であること
- ・ 損失調整後の調整事業所得が 130 万ドル以下であること
- ・ LLC のパートナー等に対する損失調整後の配分所得が 18 万ドル以下であること

税額控除額は、連邦歳入庁の法人所得に繰戻・繰越資本損失と繰戻・繰越欠損金等を加算するなどした調整後事業所得に 1.8%を乗じ、これを 6.0%の場合の法人所得税額から控除し、以下のように小規模事業税額控除を算出する。

(小規模事業税額控除)

$$=(\text{一般企業で算出した税控除前法人税額})-(\text{調整後事業所得の 1.8\%})$$

LLC のパートナー等に対する損失調整後の配分所得に従って、以下の表のように税額控除率が設定さ

れ、これを小規模事業税額控除に乗じた額が法人税から控除できる。

図表 19 小規模事業税額控除率

所得条件	控除率
－160,000 ドル	100%
160,001 ドル－164,999 ドル	80%
165,000 ドル－169,999 ドル	60%
170,000 ドル－174,999 ドル	40%
175,000 ドル－180,000 ドル	20%

(出所) Michigan Department of Treasury "2012 Michigan Corporate Income Tax for Standard Taxpayers"

4. 各国の法人税制と改革動向：②ドイツ

（１）概要

ドイツにおける、共同税、連邦税、州税、市町村税の税目と税収は図表の通りである。2012 年度をみると、全体で 6,000 億ユーロのうち、共同税が 71.0%、連邦税が 16.6%、州税が 2.4%、市町村税が 9.2%、関税が 0.7%となっている。共同税でもっとも規模が大きいのが、賃金税であり、次いで売上税、輸入付加価値税、査定による所得税となっている。連邦税で最も多いのがエネルギー税であり、次いでたばこ税、連帯付加税、保険税と続いている。州税については、最も規模が多いのは、不動産取得税であり、次いで、相続税、競馬・宝くじ税と続いている。市町村税については、法人税の一種である営業税が大半を占めており、それ以外では不動産税 B が税収の 5 分の 1 程度を占めている。

図表 20 共同税・連邦税・州税・市町村税の項目と税収額

税目	(ドイツ語)	2012			概要
		100万 ユーロ	増減率 (%)	割合 (%)	
共同税	I. Gemeinschaftl. Steuern	426,190	5.6	71.0	
賃金税	Lohnsteuer	149,065	6.7	24.8	給与所得者に対する所得税。源泉徴収される。
査定による所得税	Veranl. Einkommensteuer	37,262	16.5	6.2	個人事業所得や賃貸収入等に対して課される税。前年度の税額査定に基づく納税。
査定によらない収益税	Nicht veranl. Steuern v. Ertrag	20,059	10.6	3.3	資本所得に対して課される税。
源泉徴収税	Abgeltungssteuer	8,234	2.7	1.4	利子に対する課税。
法人税	Körperschaftsteuer	16,934	8.3	2.8	企業の収益に対して課される税。
売上に課される税	Steuern vom Umsatz	194,635	2.4	32.4	
うち売上税	davon: Umsatzsteuer	142,439	2.5	23.7	国内における財・サービス提供に対する課税。課税主体は事業者で、食料品等には軽減税率が適用されている。
うち輸入付加価値税	Einfuhrumsatzsteuer	52,196	2.2	8.7	輸入品に対する売上税。
連邦税	II. Bundessteuern	99,794	0.7	16.6	
エネルギー税	Energiesteuer	39,305	-1.8	6.6	ガソリン、ガスなどのエネルギーに課される環境税。納税義務者は倉庫所有者やガス生産者等。課税標準は物量単位。
たばこ税	Tabaksteuer	14,143	-1.9	2.4	たばこ製品全般に課される税。
蒸留酒税	Branntweinsteuer	2,121	-1.3	0.4	関税表によって指定されたエチルアルコール製品およびその他アルコール飲料に対して課税。納税義務者は製造者もしくは輸入者。
アルコールボップ税	Alkopopsteuer	2	22.9	0.0	アルコール度数の高い酒と、炭酸飲料をミックスした飲料に課される税。
発砲ワイン税	Schaumweinsteuer	450	-1.0	0.1	関税表によって指定された発砲ワインに対する課税。
中間生産物税	Zwischenerzeugnissteuer	14	-8.7	0.0	アルコール度数が125%～22%のアルコールに課される税。納税義務者は製造者もしくは輸入者。
コーヒー税	Kaffeesteuer	1,054	2.5	0.2	コーヒー豆等の製造・輸入に対して課される税。
保険税	Versicherungsteuer	11,138	3.6	1.9	保険会社が受けた保険料に対して課される税。
電気税	Stromsteuer	6,973	-3.8	1.2	電力に対して課される環境税。再生可能エネルギーは非課税。納税義務者は電力供給者または自家発電者。
自動車税	Kraftfahrzeugsteuer	8,443	0.2	1.4	道路交通網整備のために、自動車及びオートバイの保有に対して課される税。納税義務者は保有者。
航空税	Luftverkehrssteuer	948	4.8	0.2	財政改革の一環として2010年に導入された環境対策税。ドイツ国内から出発する旅客便に対して課税。航空会社が納税義務者。
核燃料税	Kernbrennstoffsteuer	1,577	70.9	0.3	原子力発電所の運転期間延長のために導入された税。
連帯付加税	Solidaritätszuschlag	13,624	6.6	2.3	東独支援のために導入された税であり、所得税額および法人税額に付加される。
輸入課税	pausch. Einfuhrabgaben	2	2.6	0.0	
その他連邦税	sonstige Bundessteuern	0	0.0	0.0	
州税	III. Ländersteuern	14,201	8.4	2.4	
財産税	Vermögenssteuer	-1	.	0.0	国内の個人および法人の純資産に対して課される税。
相続税	Erbschaftsteuer	4,305	1.4	0.7	相続財産に課される税。
不動産取得税	Grundwerbsteuer	7,389	16.1	1.2	ドイツ国内で不動産を取得した時に課される税。
競馬・宝くじ税	Rennwett- und Lotteriesteuer	1,432	0.8	0.2	競馬主催者に対して課される税。
消防税	Feuerschutzsteuer	380	4.1	0.1	消防体制強化のために、火災保険料に対して課される税。
ビール税	Biersteuer	697	-0.8	0.1	ビールに対して課される税。納税義務者は製造者または輸入者。
市町村税	IV. Gemeindesteuern	55,398	4.6	9.2	
営業税	Gewerbesteuer (100 v.H.)	42,345	4.8	7.1	営業収益に対して課される税。
不動産税A	Grundsteuer A	375	2.0	0.1	農業及び林業に供されている不動産に係る税。
不動産税B	Grundsteuer B	11,642	3.0	1.9	上記以外の民間部門の土地・建物に係る税。
その他市町村税	Sonstige Gemeindesteuern	1,037	17.0	0.2	
関税	V. Zölle				
関税	Zölle (100 v.H.)	4,462	-2.4	0.7	
合計	Steuereinnahmen insgesamt	600,046	4.7	100.0	

(出所) Finanzbericht 2014

ドイツの企業所得課税は、連邦税の法人税と市町村税の営業税に分けられる。前述の通り、ドイツの事業形態は資本会社、人的会社、個人事業主に大別する事が出来る。営業税については事業形態に関わらず課税対象となるが、国税の法人税が課税されるのは資本会社のみであり、人的会社や個人事業主に対しては所得税が課税される事となる。またこれらに加えて、連帯付加税が課されている。

図表 21 ドイツの課税措置の構図

	株式 会社 AG	有限 会社 GmbH	有限 責任 事業 会社 UG	株式 合資 会社 KGaA	合名 会社 OHG	合資 会社 KG	民法上 の組合 GbR	個人 事業主
形態	資本金会社			人的会社				
国税	法人所得に対する 法人税			個々の出資者に対する 所得税				所得税
地方税	営業税			営業税				営業税

(注)年間売上額が 25 万ユーロ、利益が 2 万 5,000 ユーロを超えると、合名会社として商業登記を行う必要がある。

(出所)ドイツ貿易・投資振興機関(GTAI)などを参考に作成

資本金会社の所得に対する課税、連邦税の法人税 (Körperschaftsteuer)、市町村税の営業税 (Gewerbesteuer)、連邦税の連帯付加税 (Solidaritätszuschlag) に分ける事が出来る。法人税率は 15% であり、課税標準は当期利益をベースに計算された課税所得となる。連帯付加税は旧東ドイツ支援を目的として創設された税である。もともとは、1997 年 7 月からの 1 年間について、個人所得税と法人税の付加税として税率 7.5% で徴収されていた。1993 年および 1994 年は徴収されなかったが、1995 年から再び徴収され、1998 年以降、税率は現行の法人税額の 5.5% に引き下げられている。営業税は、ドイツの市町村 (Gemeinde) の主要な財源のひとつである。1997 年までは、営業税は営業資産税と営業収益税の 2 種類に分かれていたが、1998 年に前者が廃止され、後者のみとなっている。営業税は本来的には市町村税だが、1970 年以降、税収の一部が連邦政府や州政府に配分されている。営業税の課税標準は、法人税の課税所得に加算及び減算されて算出され、それは営業収益と呼ばれている。営業収益に加算される項目としては、債務利息の 25%、動産の支払いリース料・賃借料の 5%、不動産の賃借料の 5%、ライセンス料の 6.25% 等である。営業税の課税標準は全国一律の基準が用いられている。営業税額は、営業収益 (営業税上の課税所得) に基準税率と乗率を乗じた額になる。基準税率は 3.5% (個人事業主等に対しては軽減税率が適用) だが、乗率は市町村が裁量で決定するものとなっている。2003 年までは、乗率を自由に設定することができ、乗率 0% (=営業税率 0%) の自治体も存在した。しかし 2003 年に最低乗率は 200% に設定され、これを下回る乗率の設定はできなくなった。営業税の乗率の平均は 400% である。

そのため、ドイツにおける法人税の平均値は約 30% となる。ただし、乗率は自治体によって大きく異なっており、最低乗率 (200%) の地域では、法人税率は 23% 弱にまで低下する。企業誘致を目的として、地方部ほど乗率を低くしている自治体が多く、逆に都市部の乗率は高い傾向がある。実際、地域の人口規模と営業税乗率の関係をみると、おおむね人口規模の大きな地域ほど営業税乗率が高くなっていることが見て取れる。乗率はかなりの幅があり、人口 2 万人以上の地域では、275%~520% まで分布している。

図表 22 ドイツの法人税率・課税標準

税目	税率	課税標準
法人税	15%	当期利益をベースに算定された課税所得
営業税	基準税率: 3.5% × 乗率(※)	営業税上の課税所得
連帯付加税	5.5%	法人税額

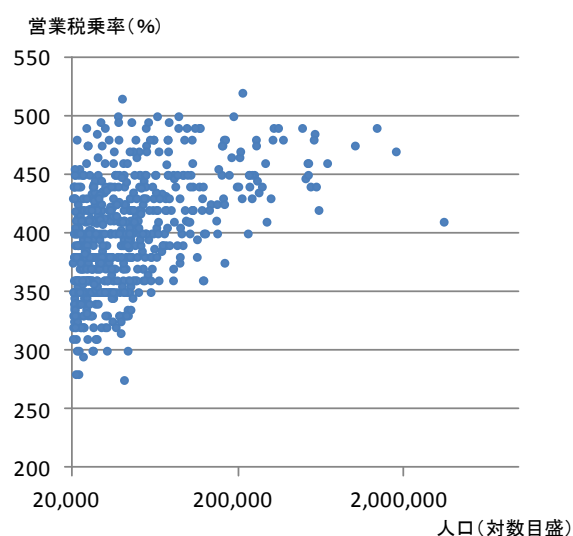
(注) 乗率は自治体自らの裁量で決定するものであり、最低乗率は 200%となっている。乗率の平均値は 400%程度。

(出所) 三菱東京 UFJ 銀行「投資ガイドブック ドイツ」

図表 23 ドイツの法人税額の計算例

<法人税額の計算例>		
課税所得	100	
法人税	$100 \times 15\%$	=15
営業税	$100 \times 3.5\% \times 400\%$	=14
連帯付加税	$15 \times 5.5\%$	=0.83
法人税額合計		=29.83(%)
(※) 営業利益＝法人税上の課税所得＝営業税上の課税所得を仮定。		

図表 24 人口規模と営業税乗率の分布



(注) 人口2万人以上の地域のみ抽出

(出所) ドイツ商工会議所(DIHK)ホームページ

人的会社・個人事業主に対しては、連邦税の法人税は課されず、その代わりに出資者に対して所得税が課される。具体的には、課税対象となる収入額を会社全体として算出した上で、出資額に応じて出資に分配された額に対して所得税が課される。所得税率は累進的であり、年収が 55,881 ユーロを超える場合は、最高税率 42%が課される。所得税に対しても 5.5%の連帯付加税が加算される。

また、人的会社は営業税の課税標準額の 3.8 倍までを所得税額から控除する事が出来る。営業税の乗率の平均値は 400%程度だが、仮に立地している市町村の営業税乗率が 380%以下であれば、営業税が全て所得税額から控除される事になるため、営業税負担は事実上相殺される。

（２）企業所得税改革の変遷と 2008 年法人税改革¹⁹

ドイツの国税法人税率は、1977 年以降、留保利益に対する法人税率が 56%で、配当に対する法人税率が 36%で維持されてきたが、1993 年のヨーロッパ市場統合に向けて法人税の改革が行われてきた。ドイツは企業負担の重い国であったため、市場統合による空洞化を食い止めるため、1990 年に留保利益に対する法人税率が 50%へ引き下げられた（配当に対する法人税率は維持）。1993 年にはさらなる減税が行われ、留保利益に対する法人税率が 45%へ、配当に対する法人税率が 30%へそれぞれ引き下げられた。

ヨーロッパの統合が進むにつれて、企業の立地環境改善のプレッシャーが高まる中で、1999 年にはさらに大規模な減税が行われ、留保利益に対する法人税率が 40%に引き下げられた。さらに 2000 年には、1999 年に定められた減税スケジュールが上書きされ、さらなる減税が行われた。配当利益の 2 分の 1 だけが総所得に算入される事になったことに加えて、2001 年からは留保利益に対する法人税率と配当に対する法人税率が共に 25%に設定された。

2000 年までの改革によってドイツの国税法人税率は大きく引き下げられてきたが、地方法人税である営業税を加味すると法人の税負担率は約 38%であり、他のヨーロッパ諸国と比較しても非常に高い水準にあった。そこで、2008 年の改革では、名目税率の引き下げによってドイツの立地競争力を高めると共に、課税ベースを拡大することで税収を確保することが意図された。2008 年の法人税改革では、目的として以下の 4 つが掲げられている²⁰。

【2008 年の法人税改革の目的】

- ①ドイツの企業立地の魅力を高め、企業の租税操作に対抗する
- ②資本金会社・人的会社等の企業形態の違いによる負担の中立性を確保する
- ③市町村税収の安定化と課税の透明性を向上させる
- ④個人資産の資本所得課税改革

2008 年の法人税改革では、営業税と法人税の合計の負担を 30%以下に抑える事が目指された。具体的には、国税の法人税率が 15%に引き下げられると共に、営業税の基準税率が 5%から 3.5%に引き下

¹⁹ ここでの記述は半谷（2009）、関野（2009）、関野（2005）、財務省『財政金融統計月報』を参照している。

²⁰ Bundesministerium der Finanzen（2007） Die Unternehmensteuerreform 2008 in Deutschland

げられた²¹。法人税率の引き下げと共に、課税ベースの拡大がなされている。具体的には、法人税・所得税・営業税の算定において、営業税負担額を費用として計上できなくなった。また、支払利子と減価償却費の費用算入に制限が加えられた。具体的には、費用への算入限度額が支払利子の30%までに制限される（ただし100万ユーロまでの純支払利子額は全額所得控除される）と共に、漸減的減価償却制度が廃止された。具体的には、従来は動産の減価償却については定率法（漸減的減価償却）の採用が認められていたが、動産・不動産を問わず定額法による減価償却のみが認められるようになった。また、従来は取得原価が410ユーロ以下の少額資産について、取得年度の即時償却が認められていたが、その範囲が狭められ、150ユーロ以下の資産についてのみ即時償却が認められる形となった。

さらに、営業税算定における利潤加算要素にも変更が加えられている。かつては資本会社の法人税の課税標準、もしくは人的会社の所得税の課税標準に対して、長期債務利子の50%が営業税の課税標準に加えられていた。しかし2008年改革以降は、長期・短期を問わずあらゆる債務利子の25%、動産の支払いリース料・賃借料の5%、不動産の賃借料の12.5%、ライセンス料の6.25%等が営業税の課税標準の加算項目となっている。

以上の改革による純減収規模は50.2億ユーロと算定されている。なお、連邦経済技術省やノルトライン・ヴェストファーレン州財務省へのヒアリングによると、2008年法人税改革で純減収額として用意された財源は約50億ユーロが上限だった。法人税率の引き下げによって300億ユーロの減収となるため、不足分の250億ユーロを課税標準の拡大によってファイナンスする必要があったとの事である。

²¹ なお、所得税が課税される人的会社については、2008年の法人税改革以前は、営業税課税標準の1.8倍が所得税額から控除されていたが、改革以後は3.8倍が控除される事になった。その結果、多くの人的会社にとって、営業税負担額の全額が所得税から控除される事になった。

図表 25 国税法人税率の推移

	留保利益に対する 法人税率	配当利益に対する 法人税率
1977 年	56%	36%
1990 年	50%	
1993 年	45%	30%
1999 年	40%	
2001 年	25%	
2008 年	15%	

(出所)半谷(2009)より作成

(3) 営業税改革の変遷²²

ドイツの営業税については、1960 年代に地方税負担の不均衡の拡大等を受けて、問題が顕在化してきた。1964 年 3 月に連邦財務相による財政改革委員会（トレーガー委員会）が立ち上がり、1966 年 1 月に最終勧告（トレーガー勧告）を提出した。財政改革委員会では市町村財政改革も主要な課題として取り上げられている。トレーガー勧告では、営業収益税²³の欠陥として以下を指摘している。

【トレーガー勧告で指摘されている営業収益税の欠陥】

- ①所得への追加負担が重くなっている
- ②少数の納税者に負担が集中している
- ③税収の景気感応度が強い
- ④地方自治体ごとの課税力格差が大きい
- ⑤営業税率や地方公共サービスの差が企業の競争条件に悪影響を与える
- ⑥近代国家において同種の税を持つ国は少ない

トレーガー勧告における市町村財政改革の主要な点は以下の通りである。

【トレーガー勧告における市町村財政改革の主要な点】

- ①営業収益税を廃止し、営業資本税と賃金額税を修正した上で全市町村に拡大する
- ②営業収益税廃止分は、市町村所得税の導入によって補填する

²² ここでの記述は半谷（2009）、関野（2009）、関野（2005）、財務省『財政金融統計月報』を参照している。

²³ 1966 年当時の営業税の課税標準は、営業収益と営業資本金の 2 つに分かれており、前者を課税標準とする営業税は営業収益税と呼ばれていた。また州政府の許可があれば支払賃金額を課税標準とすることもできた（営業賃金額税）。

営業収益税の廃止に伴って、営業資本税・賃金額税の拡充が提案されているが、これは資本税と賃金額税の課税標準が安定的であるためである。

トレーガー勧告の後に市町村税に関する活発な議論が行われ、1969年7月に市町村財政改革法が成立した。市町村財政改革法では、①所得税収の14%を市町村財源として保証し配分する、②市町村はその営業税収の約40%を連邦・州へ納付する、ことが盛り込まれた。

さらに、1979年に租税改革法が施行された。租税改革法では、①1980年度からの営業賃金額税の廃止と、②減収補填措置として、所得税市町村参与の比率の引き上げ（14%→15%）と営業税納付金算定の租税基準額の引き下げ、③営業税の課税最低限の引き上げ、が盛り込まれた。

こうした改革に伴って、営業税は景気感応度がさらに高い税制になったため、市町村からは営業税の改革が提案されるようになった。1986年に市町村から提案された税制改革法草案では、支払賃金総額を営業税算定の加算項目として復活する事が提案されており、かつての営業税に近い形が想定されていた。その一方で、経済界からは営業税の廃止が求められてきた。営業税改革は紆余曲折を経て、1997年に連邦議会と参議院の調停委員会で合意され、①1998年1月より営業資本税を廃止し、②減収対策として売上税収入の2.2%を市町村に配分する事が決定した。1997年の営業税改革によって、営業税の課税標準から外形標準的な要素がなくなり、利益に対する税のみとなった。また、営業税率の決定は市町村が自律的に行えるのに対して、売上税や所得税の税率決定権は市町村にはないため、市町村による自律的な財政運営の余地が小さくなった。

図表 26 法人税改革の推移

	国税法人税	営業税
1969 年		営業税収の一部が営業税納付金として連邦・州に分与、補充財源として所得税収の市町村参与が開始 (1969 年・市町村財政改革法)
1980 年		営業賃金額税が廃止 (1979 年・租税改革法)
1990 年	1990 年に留保利益に対する法人税率が 50%へ引き下げ	
1993 年	留保利益に対する法人税率が 45%、配当に対する法人税率が 30%へそれぞれ引き下げ	
1998 年		営業資本税が廃止され、売上税の市町村参与が開始
1999 年	留保利益に対する法人税率が 40%に引き下げ	
2001 年	留保利益および配当に対する法人税率が共に 25%に	
2004 年		営業税納付金が削減され、営業税収における市町村配分が増加
2008 年	法人税率が 15%に引き下げ	営業税率の基準税率を 5%から 3.5%に引き下げ

(出所)関野(2005)、半谷(2009)等より作成。

(4) 企業優遇税制

租税支出の対 GDP 比を国際比較からみると、ドイツの租税支出の対 GDP 比は 0.7%程度である。一方で、カナダは 7.0%、韓国は 2.5%、オランダは 2.0%、スペインは 4.6%、イギリスは 12.8%、アメリカは 6.0%となっており、ドイツの租税支出は国際的に見て最も低い水準にある事が分かる。つまりドイツでは、政策手段としての租税特別措置や優遇税制はあまり行われていない事が分かる。資本所得税のみで見ても、ドイツでは配当に関する租税支出が存在するのみであり、企業支援策としても政策減税はほとんど利用されていない事が分かる²⁴。

²⁴ OECD (2010) “Tax Expenditures in OECD Countries”

連邦財務省は、2年に一度、連邦政府の補助金および政策減税についてレポートを取りまとめている²⁵。政策減税は連邦政府全体で15億ユーロ程度と大きくはないが、その内訳は産業向けのものが半分強を占めている。なお、補助金および政策減税の規模は、近年ほぼ一定で推移している。

なお、前述の通りドイツでは、連邦、州、市町村はそれぞれ徴税権を有しているが、ほとんどの税は連邦法によって定められている。そのため、租税支出についても連邦が主導権を握っていると考えられる。現地インタビューでも「州政府が企業誘致のために租税政策を求める事は不可能」（バーデン・ヴュルテンベルク州財務経済省）や「州独自の企業優遇税制は存在しない。税の立法権は連邦にあり、州は立法権がない」（ノルトライン・ヴェストファーレン州財務省）というコメントがあり、州レベルでの租税支出レポートも作成されていないものと考えられる。

図表 27 連邦政府の補助金・政策減税の内訳(2014年、単位:百万ユーロ)

		補助金	減税	合計
食品・農業・消費者保護	Food, agriculture and consumer protection	636	540	1,176
産業	Trade and industry	3,461	8,313	11,774
鉱業	Mining	1,290	—	1,290
エネルギー効率・再生可能エネルギー	Energy efficiency and renewable energy	945	—	945
技術・イノベーション補助金	Technology and innovation subsidies	521	—	521
特定産業支援	Assistance for specific economic sectors	24	—	24
地域構造対策	Regional structural measures	398	155	553
その他	Other measures	283	8,158	8,441
運輸	Transport	561	2,062	2,623
住宅	Housing	1,337	135	1,472
貯蓄・投資インセンティブ	Savings and investment incentives	300	624	924
その他	Miscellaneous financial assistance and tax benefits	—	3,867	3,867
合計	Total	6,295	15,541	21,836

(出所) Federal Ministry of Finance, 24th Subsidy Report of the Federal Government

(5) 研究開発税制

前記のOECDのレポートでも示されている通り、ドイツには研究開発に対する税制措置は存在していない。ドイツでは、税制上のインセンティブよりも直接助成に重点が置かれている。直接支援に重点を置いた研究開発促進政策については、現地でのヒアリングにおいても確認されている。

²⁵ Subventionsbericht der Bundesregierung

5. 各国の法人税制と改革動向:③イタリア

(1) 概要²⁶

イタリアにおける法人所得への課税としては、国の法人税である IRES と地方法人税である IRAP がある。

(2) IRES (Imposte sul Reddito delle Società ; Taxes on the Companies Income)

IRES は法人企業の所得に課せられる税であり標準税率は 27.5%となっている。内国法人について課税対象となる所得の範囲は、一般にその源泉や性質にかかわらず稼得した所得の全てであり、具体的には財務諸表の当期損益に税務調整を加えた金額が課税所得となる。外国籍法人についてはイタリア国内での源泉所得のみが課税対象であり、それ以外は内国法人が適用されるルールと同一のルールを適用する。

主な控除制度としては、みなし利息制度 (ACE)、地方法人税損金算入制度、減価償却費等、繰越欠損金、資本参加免税、受け取り配当等の益金不算入制度、移転価格税制、研究開発減税が挙げられる。

資本参加免税は国内・海外問わず子会社からイタリア国内企業に対して支払われた配当金のうち、95%が IRES から控除される²⁷。但し控除を受けるには内国法人からの投資が以下の四点の条件を満たしていることが求められる。(1) 非流動資産 (Non-current finance assets) であること (2) 投資先が営利活動を行っていること (3) 最低 12 ヶ月保持していること (4) 子会社がタックスヘイブンに籍をおいていないこと (子会社との間に非タックスヘイブン国籍の企業を挟んだ場合でも控除対象外となる) の四点である。また、スタートアップ企業への再投資の後に売却した資本の売却益も控除対象となる。

減価償却については、有価固定資産の償却には定額法が適用される²⁸。資産価格とイタリア財務省 (Ministry of Economic and Finance : MEF) が定めた係数を用いて算出する。生産分野に応じて適用される減耗期間に基づいて、資産の種類毎に償却率が設定されている。例えば建物の場合は 3~7%、製造設備の場合は 20~25%となっている。また、バランスシートに記載されている場合、商標権取得費用及び営業権取得費用は 18 年で償却することができる。

研究開発減税²⁹については、最低でも大卒以上の学歴を有すること、3 年以上勤務していること (中小企業の場合は 2 年以上) という条件を満たす R&D 活動従事者の賃金について、その 35%が課税所得から控除される。控除対象となるのは IRES を含む、Regional Tax on Productive Activities (地方生産活動税)、VAT (付加価値税)、Withholding tax liability (源泉徴収税) の四種の税についてである。年間総額 20 万ユーロまでの控除が可能である。企業が控除を受けるためには R&D 部門の労働コストを算出し、Tax Authority に報告することが義務付けられている。通常従業員の賃金については IRAP から控除されないが、R&D 活動従事者の賃金については IRAP の課税ベースから完全に控除される。

2014 年度から 2016 年度までを対象とする新たな研究開発減税が創設された。一定の条件を満たす R&D 費用に対しその費用の最大 50%まで、合計年間 2.5 万ユーロまで各企業に対し控除を認めている。

²⁶ 本節は、KPMG (2014)、Invitalia (2012)、MBRES (2010)、OECD (2014) "OECD TAX DATABASE Explanatory Annex Part II Taxation of Corporate and Capital Income", Deloitte (2012a) を参照している。

²⁷ Deloitte (2012a) および Invitalia (2012) 参照。

²⁸ KPMG (2014) を参照している。

²⁹ Deloitte (2012b)を参照している。

企業の法律上の状態にかかわらず、年間収入が5億ユーロ以下の企業は対象となる。

一定の R&D 活動に対する、持続的成長を目指す新ファンド（The New Fund for Sustainable Growth）による補助金または融資もある。援助の条件としては、その活動が（1）イタリアの経済システムにとって戦略的に重要であること（2）イタリアの生産構造の強化に繋がるものであること（3）海外投資家にとってのイタリア企業の魅力を向上させるようなものであることの三点が挙げられている。これは大学研究省（The Ministry of University and Research : MIUR）と経済財務省（The Ministry of Economics and Finance : MISE）によって運営される、“First” Fund という官製ファンドによる R&D 活動に対する投資である。革新的で高い技術を必要とする商品またはサービスを提供しようとする、先進的なスタートアップ企業に対する投資に対する課税控除制度（Tax relief for investments in “R&D Intensive Start-up companies” : IST）では、企業による投資については年間 180 万ユーロまで投資額の 20%が、個人による投資については年間 50 万ユーロまで投資額の 19%がそれぞれ課税所得から控除される。

適格条件については、優遇対象となる業界についての制限はないが、その R&D 活動の種類としては、「基礎研究（basic research）」「応用研究（applied research）」「開発研究（development research）」の三種類が規定されている。優遇対象となる経費の項目としては、「R&D 従事者の賃金」「R&D に関連する機械についての減価償却費」「大学または研究機関によって行われた R&D 活動にかかる費用」「第三者と契約して行われた研究にかかる費用」「知的財産（特許、技術的知識）の取得にかかる費用」が挙げられている。また、既存のサービスや生産ラインの調整等に充てられた費用についての控除は認められていない。

（3）IRAP(Imposta Regionale sull'Attività Produttiva; Regional Income Tax)

IRAP は 1998 年に導入された地方法人税である。外形標準課税であるため企業の純所得ではなく、事業活動によって新たに生み出された付加価値を課税ベースとする州税である。外国籍法人については、恒常的にイタリア国内に所有している設備を用いて付加価値の生産が行われた場合に、その付加価値に対してのみ課税される。IRAP の標準税率は 3.9%であるが³⁰、各州は標準税率に対して最大 0.92%ポイントまで税率を上乗せあるいは軽減する裁量権を持っている。加えて自治体の医療保険分野の予算が不足した場合、0.15%ポイント税率を上乗せすることが可能となる³¹。

具体的な課税ベースの計算としては、IRES と同様に財務諸表における当期損益に税務調整を加えて算出する。例えば、人件費（R&D 部門に関わる者の人件費等は除く）や支払利息等についての IRAP 課税所得からの控除は原則として認められていない。簡単に課税ベースを求めると、生産額-財-サービス購入費-減価償却費、つまり賃金+利潤+利払となる。

反対に無期契約の雇用者に対する社会保障と福利厚生に関連する費用については全額控除が認められている。またアブルッツォ州(Abruzzo)、バジリカータ州(Basilicata)、カラブリア州(Calabria)、カンパニア州(Campania)、モリーゼ州(Molise)、プーリア州(Puglia)、サルデーニャ州(Sardegna)、シチリア州(Sicilia)という 8 つの経済的に弱い州は他の州より控除制度において優遇されている。通常では無期契約雇用者一人につき 7,500 ユーロの控除、さらに女性雇用者および 35 歳以下の雇用者については一人につき 15,000 ユーロの控除が認められているが、当該州では前者について 7,500 ユーロ、後者については 6,000

³⁰ 2014 年度から IRAP の標準税率は 3.5%に引き下げられ、2015 年度からは再び 3.9%に引き下げられた。

³¹ OECD（2014）”OECD TAX DATABASE Explanatory Annex Part II Taxation of Corporate and Capital Income”

ユーロの追加控除を認めている。

（４）近年の法人税制改革

ここでは近年の法人に関わる税制の改革についてのトピックを取り上げる。

まず、2014年に誕生したレンツィ政権が推し進めている改革についてまとめた後に、近年のイタリア法人税における改革のうち、大きな話題を呼んだ通称グーグル課税と呼ばれるインターネット課税、税の統廃合を含む大きな動きを見せた IRES と IRAP の改革についてまとめる。またイタリアの先進的な制度として注目を集める ACE（みなし利息控除制度）についてもまとめる。

①レンツィ政権の法人税改革

レンツィ政権は2014年2月に誕生した政権であり、レンツィはイタリア史上最年少の39歳で首相に就任した。政治、経済の両面で積極的に改革を推し進めようとしており、現地マスコミからは「壊し屋」と呼ばれるほどである。

イタリア経済財務省の“Italian Reform Agenda 2014”を参考にすると、レンツィ政権の主要なストラテジーとしてはより公正かつ成長促進型の制度を作ることがあげられる。そのために積極的な構造改革の推進、企業の投資の促進と税負担の緩和、規制緩和と競争促進、財政改革等が具体的な目標として掲げられている。

経済面でここまでの改革成果を振り返ると、結論から言えばいくつかの面で改革が断行されたが当初期待されていたほどの成果はまだ挙げられていないと言えるだろう。2015年度の予算案には、雇用税、IRAP、企業の社会保障負担軽減をメインとする合計180億ユーロの大型減税が盛り込まれた。これは首相本人がいうようにイタリア史上最大級の減税である。特にIRAPについては2014年度から税率を約10%引き下げ、標準税率は3.9%から3.5%となった³²。これによる減税額はGDPの約0.1%程度とされる³³。

しかし課題も残っている。例えば、代替財源の確保についての政策が不明瞭であることがあげられる。目玉とされたIRAPの減税については金融取引税の増税で賄うと宣言されているが、その他については明確な案がない。また、平行して行われるべき歳出削減も思うように進んだとはいえず、代替財源の確保は大きな課題であると言える。

とはいえ、就任から間もないにもかかわらず、戦後からイタリア議会停滞の原因の一つとされてきた上院下院制度の変革に成功するなど、政治の面では確実に成果を残している。国民からの期待も大きくヨーロッパでも着実に存在感を増しており、今後その手腕を経済の面でも発揮していくことができるかという点に注目が集まっている。

②インターネット課税（グーグル課税）

レッタ前政権時の2013年、インターネット課税（グーグル課税と呼ばれることが多い）法案を盛り

³² ただし2015年度からは再び3.9%に引き下げられている。

³³ EMF(2014) pp.33

込んだ 2014 年度予算案が可決された。その後導入を 7 月に延期するという発表もあったが、結局 2014 年 2 月にレンツィ現政権がグーグル課税の廃案を決定したため、導入については現在白紙となっている³⁴。廃案となった大きな理由は、差別的な法制度を禁止するという EU の根本的なルールに抵触する点である。

グーグル課税とは、イタリア国内でインターネットを通じて広告活動を行う多国籍企業に対して課税しようというものである。直接多国籍企業に対して課税を行うわけではないが、イタリアに納税していない企業の国内におけるインターネットでの広告活動を禁止し、イタリア企業を利用した活動を義務付ける。これによってグーグル等の多国籍 IT 企業はイタリア国内での活動の際に、イタリア企業を活用して広告活動を行わなければならない、国内広告企業やインターネットプロバイダ等の企業の収益が増加し、税収も増加するという仕組みである。税収は年間 1 億から 1 億 5,000 万ユーロと見積もられていた。

グーグル課税が持ち上がった背景としては、グーグルやアップル、スターバックス・コーヒー等の多国籍企業が税制の抜け穴をうまく付き、国をまたいだ節税を行っていることがある。法案に携わったボッチャ下院予算委員長は自身のウェブサイトで「多国籍企業のイタリア国内での稼得が他国に納税されている現状は看過しがたい」と指摘している³⁵。

導入は白紙となってしまっているグーグル課税だが、多国籍 IT 企業に対する課税は G20 等の国際会議でも議論されており、近年の大きな問題となっている。今後の動向に注目したい。

③法人税改革³⁶

近年では 2004 年に比較的大きな改革が行われた。改革の狙いとしては、EU 諸国と足並みを揃えるような制度を作ることを背景に、法人税の簡素化と税率の引き下げ及び課税ベースの拡大が挙げられる³⁷。

具体的にはそれまでの代表的な法人税であった IRPEG (Imposta sul Reddito delle Persone Giuridiche) と DIT (dual income tax)³⁸を統合、整理する形で現在の IRES が制定された。改革における変化としては、33%への税率の引き下げ、DIT の撤廃、部分的税額控除制度の導入があげられる。部分的税額控除制度では、他者への投資や株式保有から得るキャピタルゲインを、一定の要件³⁹を満たす場合に IRES の課税

³⁴ REUTERS (2014) "Italy cancels "Google tax" on web companies" 28, Feb, 2014

³⁵ ロイター通信 (2013) 「伊最大与党が「グーグル税」法案を提出、歳入拡大見込む」 2013 年 11 月 5 日

³⁶ 本小節および次小節は OECD (2004) "Tax Policy Reform in Italy"、OECD (2014) "OECD TAX DATABASE Explanatory Annex Part II Taxation of Corporate and Capital Income" および KPMG (2014) を参照している。

³⁷ OECD (2004) "Tax Policy Reform in Italy"

³⁸ DIT は 1997 年導入の企業所得課税に対する特別制度であり、企業の自己資本比率を高め企業活動を促進する狙いをもった課税控除制度である。DIT では企業の課税対象所得をみなし還元 (hypothetical return) とそれ以外の所得の 2 つに分ける。みなし還元については、国によって定められた利子率を企業の自己資本純増加分に乗じた額として計算する。このみなし還元額に相当する分の所得に対しては税率 19%の軽減税率が適用される。もう一方の所得はみなし還元以外の所得であり、課税対象所得からみなし還元を引いた額が該当する。この所得に対しては標準的な税率が適用される。また、2000 年には DIT の効果を中小企業まで拡大することを意図した Super-DIT と呼ばれる制度も導入された。

³⁹ Arachi and Bucci (2010) によると要件は四つある。(1) 当該資本は一定以上の期間連続して保持していること(当初は 12 ヶ月であったが後に 18 ヶ月に延長された); Holding Period (2) 長期資産として登録されていること; Booking Requirement (3) 営利活動に関わっていること; Active Business Requirement (4) リストにあげられた租税回避国に籍がおかれていないこと; If it is located in a foreign country

ベースから控除されることになった。

2008 年にも改革が実施され、税率は現在の 27.5%に引き下げられた。同時にキャピタルゲインの益金不算入制度や二重課税防止制度が導入された。

2011 年度より、前年度の収益が 1,000 万ユーロを超える法人、課税所得が 100 万ユーロを超える法人、エネルギー事業関連の法人には税率 38%が適用されるようになった。また一定の要件を満たす休眠会社に対しても 38%が適用される。

④地方法人税改革

地方法人税（IRAP）はそれまで存在していた地方法人税⁴⁰（ILOR : Imposta Locale sui Redditi）に取って代わるものとして、1998 年に導入された。その際、ILOR 以外にも国民医療サービス保険料、市町村事業税、純資産税、付加価値税番号税など計 6 つの法人が負担する地方税が廃止され、結果として地方法人税は IRAP に一本化される形となった⁴¹。ILOR と IRAP の違いとしては、課税ベース（ILOR は単に法人税に上乗せする形をとっていた）、タックスシールドへの対策の有無（IRAP で初めて対策が講じられた）、税率の引き下げ（ILOR では 16.2%だったのが IRAP では 4.5%）などが挙げられる⁴²。ただ、単純にあらゆる企業の負担が軽減したわけではなく、税収は 97 年の約 187 億ユーロ（IRAP 成立と同時に廃止された ILOR とその他主要な税項目の総計）から 98 年には 269 億ユーロに増加しており、企業ごとに変動があったと考えられる⁴³。

IRAP の改革には IRES と同様企業の税負担の軽減（税率を下げ課税ベースを拡大）、IRES 支払いを避けている中小企業に対する課税、税制の簡素化という狙いの他、企業の金融機関からの借り入れを減らし自己資本比率を高めるインセンティブを強め、金融の安定化をはかるという狙いもあった。そのため金融機関への支払い利息が課税ベースから控除されない仕組みとなっている。

また IRAP は地方分権改革が推進されていた 90 年代における地方財政改革の柱の一つであり、財政面での分権化をすすめ地方に財政責任をもたせる狙いがあった⁴⁴。特に医療保険分野での財政責任を重視しており、IRAP が州税であるのも医療保険分野の事業単位である州に合わせるためである。実際 IRAP は同分野の主要な財源となっており、その約 9 割を IRAP からの税収でまかなっている州も存在している。

制定当初から現在の形だったわけではなく、段階的に修正され現在の制度となった。2008 年には税率を当初の 4.5%から 3.9%に引き下げた。2009 年には農業、漁業分野において税率 1.9%の軽減税率を導入する一方で、2011 年には銀行に対して 4.65%、保険会社に対して 5.90%、その他一部の企業に対して 4.20%の税率を導入した。

2012 年度には無期契約の労働者一人につき 4,600 ユーロ、女性労働者及び 35 歳以下の労働者に対し

⁴⁰ ジェトロ（2004）では ILOR を地方法人税、IRAP を生産活動地方税として区分している。

⁴¹ 厳密には廃止された税は 6 つだけではなく、その他にもいくつかの細かな税項目が廃止されたようであるが、資料毎に記述が異なるため正確には把握できていない。

⁴² Bernasconi et al.（2002）。

⁴³ Medio Banca; MBRES（2010）” Italian regional production tax (IRAP)”

⁴⁴ 工藤ほか（2008）「イタリアにおける国と地方の役割分担」

ては 10,600 ユーロを IRAP から控除することを認めた。同時に先述した 8 つの州に対しての控除拡大を導入した。具体的には標準では 4,600 ユーロである無期契約労働者一人あたり控除の額を 9,200 ユーロに拡大し、女性と 35 歳以下の労働者に対しての控除を 15,200 ユーロまで拡大した。

2014 年度からは控除制度が更に改定された。標準控除額が 7,500 ユーロとなり、該当地域では無期契約労働者一人あたり 15,000 ユーロ、女性と 35 歳以下の労働者については一人あたり 21,000 ユーロまで控除額を拡大することとなった。

さらに 2015 年度からは、無期契約労働者の労働コストが全て控除される形になった。労働コストの控除によって課税ベースが縮小し税収が減少することになるが、減収を抑制するために、2014 年度に 3.5%へと引き下げられた IRAP の税率が、2015 年度には再び 3.9%へと戻されることになった⁴⁵。労働コストの控除額が拡大され、税率が引き上げられることによって、IRAP の外形標準課税としての性格が相当程度弱められたと言える。

⑤ACE (Allowance for Corporate Equity) ⁴⁶

■ACE の概要

ACE (Aiuto alla Crescita Economica, (Allowance for Corporate Equity)) とは、Institute for Fiscal Studies (以下 IFS) (1991) において提唱されたみなし利息控除制度である。ACE は企業活動に対して中立的な法人税で投資を阻害しない課税が可能になる点が特徴である。通常の法人税では、資金調達の際、金融機関から借り入れた分に課せられる利子は課税ベースから控除するが、自己資本の機会費用は控除されないため、企業の資金調達手段の選択において金融機関からの借り入れを優先するという歪みが発生しているとされる。一方で ACE は、自己資本の機会費用についても課税ベースから控除することによって、その選択の歪みを是正し資金調達の中立性を確保すると共に、投資を阻害しない税制である。経済学では企業の利潤を、正常利潤と超過利潤に区別する。正常利潤とは平均的な投資を行った際に見込まれる収益であり、市場で運用した際の平均的な利回りを投資額に乗じることで算出される。一方、超過利潤とはリスクプレミアムや経営資源、企業固有のレントから生み出される利潤のことである。通常の法人税では正常利潤と超過利潤の合計が課税ベースとなるのに対して、ACE の場合、自己資本の機会費用(正常利潤)を課税ベースから差し引くことによって、超過利潤のみが課税ベースとなっている。

類似の制度として、アメリカ財務省によって提唱された、包括的事業所得税 (Comprehensive Business Income Tax : CBIT) がある。こちらは、負債利子、自己資本の機会費用の両者を課税ベースに含めることで中立性を実現しようとする理論に基づく制度であり、ドイツなどで類似の制度が導入されている。

具体的な制度設計として IFS (1991) では、税制上の自己資本である株主基金にみなし利子率を乗じたものを法人税の課税ベースから控除することを提唱している。その際のみなし利子率としては中期国債の利子率を用いるのが相応しいとしている。

現在みなし利息控除制度を導入しているのはイタリア、ベルギー、ブラジルの三カ国のみ⁴⁷である。

⁴⁵ EY (2015)

⁴⁶ ACE については山田・井上 (2012)、山田 (2014)、佐藤 (2010)、および鈴木 (2008) を参照している。

⁴⁷ 山田・井上 (2012)。また現在は廃止されているが、クロアチア、オーストリアでも導入されていた時期があり、特にクロアチアは初めてみなし利息控除を導入した国でもある。

ブラジルの制度は厳密にはみなし利息を控除するわけではないので ACE とは性格が異なる。ベルギーはみなし利息控除制度導入の代表国であり、NID (National Interest Deduction) がそれに該当する。イタリア版 ACE との制度上の違いは主に株式基金の算出方法にあり、イタリア版 ACE が「新規株式の帳簿価額」を株式基金とするのに対し、NID は「株式の帳簿価額」となっている⁴⁸。

近年では、ACE あるいはそれに類似した制度を導入すべきだと主張が世界中で大きくなりつつあるが、この分野についてイタリアは間違いなく先進国だと言える⁴⁹。

■イタリア版 ACE

イタリアがみなし利息控除制度を導入するのはこれが初めてではない。1997 年から 2003 年にかけて導入されていた Dual Income Tax (以下 DIT) がそれに該当する。しかし大きな違いとして、みなし利息を課税所得から控除するではなく、軽減税率を適用する点が挙げられ、IFS が提唱した ACE の制度設計からは離れたものとなっていた。

一方で、今回注目するイタリア版 ACE は 2011 年度から導入された新たな制度である。DIT と異なり、みなし利息は控除される制度となっている。対象となるのはイタリア国籍法人、外国籍法人のイタリア国内支店である。

控除額の計算については、その算出ベース（株主基金）を 2010 年の 12 月 31 日時点を最初の基準とした「新規株式の帳簿価額」とし、それにみなし利子率を乗じて控除額を決めている。みなし利子率については、IFS では中期国債の税率を用いるのが望ましいとしているが、イタリア版 ACE では現状は年度ごとに予め定めたみなし利子率を用いている。2011 年度から 2013 年度までは 3%、2014 年度は 4%、2015 年度は 4.5%、2016 年度は 4.75% とし、その後は、イタリアの国債金利にリスクファクターを加味して年度ごとに決定していくことになっている。みなし利子率が上昇すればその分企業にとってはベースが同じであれば控除額が大きくなることを意味している。その際、みなし利息控除額が課税所得を超えた場合、超過分は翌年度以降の控除に繰り越すことが可能となっている。また、2014 年にはみなし利息控除額が IRES の課税所得額を超過した場合、IRAP から税額控除できることが決定された⁵⁰。イタリア政府として ACE を今後も拡大継続させていくという見方ができる⁵¹。

イタリア政府は ACE 導入の狙いを、主に (1) 法人税負担の軽減、(2) 企業の資本構成を是正し安定

⁴⁸ Panteghini et al. (2012)、Princen (2012) の分析を踏まえると、ACE と NID の違いはその効果を受けやすい企業の規模の違いにあり、ACE が中小企業に対して効果的であるのに対し、NID は大企業に対して効果的であるとしている。

⁴⁹ IMF (2012) “Country Report 2012”

⁵⁰ PwC (2014)。

⁵¹ 2014 年 10 月にイタリア経済財政省から公表された改革マニフェストである MEF (2014) “Italy’s structural reform” の pp.81 においても、“Finance for Growth”という経済成長のための政策をまとめた章に ACE についての記述がある。そのマニフェストの中で ACE は今後も継続拡大していくことが明言されており、今後の ACE の狙いとして、企業の新規自己資本形成に対する控除を更に拡大し企業の資本構成の改善を一層進めることを掲げている。そしてその実現のために 2 つの新たな政策を明記している。一つ目が Super ACE と呼ばれる制度である。これは単一年度における新規自己資本形成に対する課税控除を 40%まで拡大し、その後三年間に渡って認めるというものである。2 つ目 IRES から控除できなかった控除分の一部を IRAP から控除するという上述の制度である。

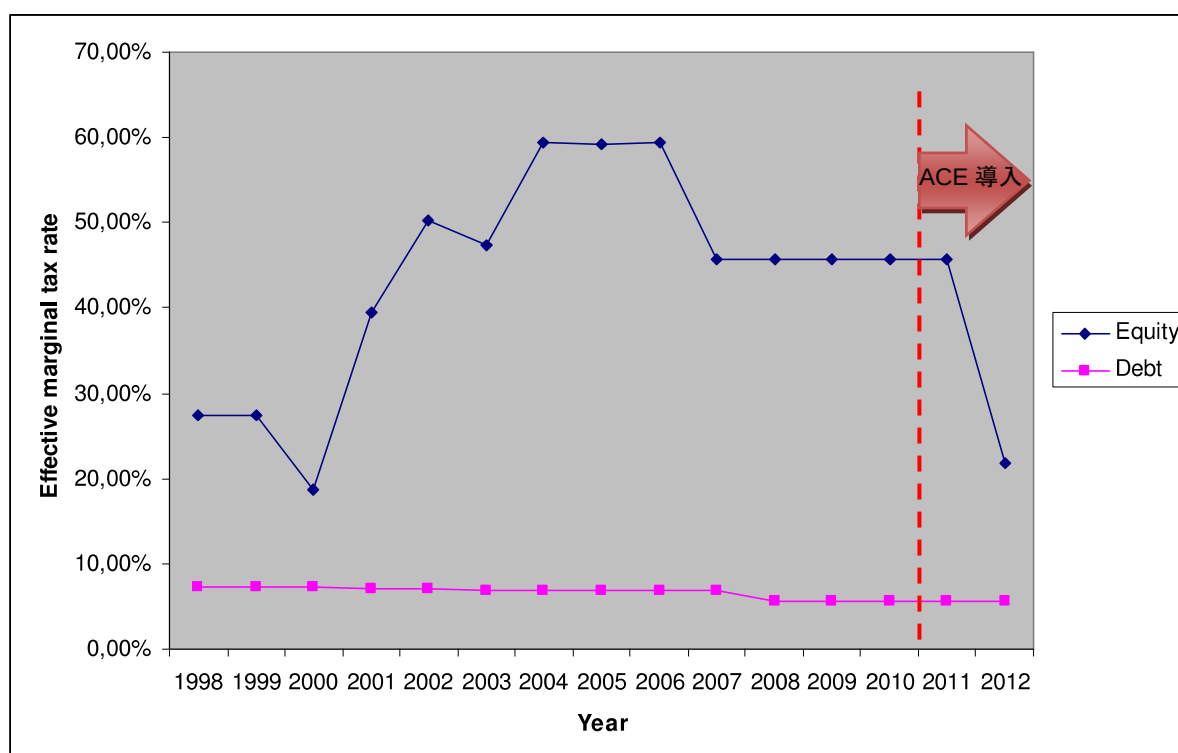
性を高めること⁵²、(3) 投資の促進による経済成長としている。特に経済成長の促進については、“Aid to Economic Growth” という ACE の通称からも、経済成長につながるものとして期待されていることがうかがえる。

ACE の効果を分析した Arachi et al. (2012) では、損金不算入の金額などで完全なデータを用いることはできていないが、ACE の導入によって平均実効税率が約 1.5%ポイント減少されたという結果を示し、(1) については効果があるとしている。

また Panteghini et al. (2012) では (2) について、実証分析の結果、ACE は企業のレバレッジを引き下げる効果があるとし、企業の資本構成の是正にも効果を持つことを示した。図表 28 は資金調達手段別の限界実効税率の推移を表している。負債による資金調達と資本による資金調達の間で限界実効税率に大きな差があることがわかる。ACE 導入後のデータは 1 年分のみであるが、その差が大きく縮小していることから企業の資本構成の是正に ACE は寄与すると考えられる。

一方で (3) の経済成長についてであるが、これに関しては実証分析を行っている研究は今のところ存在しておらず、その効果は断定できないが、山田 (2014) は ACE によって株式で資金調達した場合の限界実効税率が減少しているのを、投資は促進され、経済成長にもつながるという見方を示している。Panteghini et al. (2012) も ACE の導入は今後のイタリア経済にとって確かな一歩であり、イタリア経済の成長に欠かせない条件になるだろうと述べている。

図表 28 限界実効税率の推移(資金調達手段別)



(出所) Panteghini et al. (2012) に加筆

⁵² IMF (2013) "Global Finance Stability Report"でもイタリア、ポルトガル、スペインに対して不良債権による金融危機を防ぐために、企業の資本構成を是正し安定性を高めることを求めている。イタリア政府も同様の見解を述べている。

6. 各国の法人税制と改革動向:④オランダ

(1) 概要

株式会社、公開リミテッドパートナーシップ、相互保険組合、協同組合、財団法人、投資信託等が課税対象となり、非営利法人は、商業活動を行っていないならば非課税であり、パートナーシップには構成員に対して個人所得税が課される。企業所得に対し2段階の累進税率を設定しており、20万ユーロ以下に20%、これを超えると25%となっている。外国企業であっても、オランダで事業活動をしている限りは課税対象となる。法人税には資本参加免税制度、イノベーションボックス制度などの特徴的な制度も整備されている。オランダの法人税は国税のみである。

(2) 特徴的な制度

オランダ経済省企業誘致局(NFIA)の資料“Why Invest in Holland?”では、オランダの企業税制の特徴として、以下の優遇措置が挙げられている。

- ・ EU諸国の中では比較的低い法人税率25% (課税対象額の最初の200,000ユーロまでは20%)
- ・ 税務当局との話し合いにより税務上の取扱いを事前に確定できる「事前税務裁定制度(Advance Tax Ruling)」、OECDのガイドラインに沿った移転価格基準、および事前のプライシング協定(APA: Advance Price Agreement)
- ・ 資本参加免税制度 (Participation Exemption)
- ・ 法人税の実効税率が5%となる「イノベーションボックス」制度
- ・ 適格なR&D活動に関する賃金コストに対する税額控除(WBSO)、R&D運営コスト、およびR&D資産に対する税額控除(RDA)
- ・ 環境対策関連投資のための税控除措置(MIA/Vamil)
- ・ 持続可能エネルギーに関する税額控除プログラム(EIA)
- ・ 税務連結体制度 (Fiscal Unity) (企業グループ内の税務連結により、メンバー企業間で自由な損益の相殺が可能)
- ・ 損失の繰越し9年、繰戻し1年が可能
- ・ 租税条約ネットワークにより、配当・利子・ロイヤリティーに対する源泉徴収税の軽減(利子・ロイヤリティーは、ほとんどの場合0%)
- ・ オランダ居住法人が支払う利子・ロイヤリティーには、源泉徴収税なし
- ・ 海外からの赴任者に対する個人所得優遇税制「30%ルーリング」
- ・ 物品輸入時のVAT繰延べ制度: 輸入の時点でのVAT納付不要

ここでは、特に重要と考えられる、アンダーラインを引いた税制措置、および水平的モニタリング(Horizontal Monitoring)について、以下にその概要を記す。

①事前税務裁定制度(Advance Tax Ruling)・事前価格合意 (Advance Price Agreement)

事前税務裁定 (ATR) および事前価格合意 (APA) は、外資誘致のために、確実な税務状況を事前に把握できるように創られた制度である。事前価格合意 (APA) は、オランダ居住のグループ会社がグループの国外会社から受け取った、あるいは供給した、サービスまたは物品の価額 (= 移転価格) について、その税務上の妥当性を事前合意するものである。オランダでは、源泉徴収がないことから持ち株会社が多く設立されている。APA では移転価格について事前に企業と税務署の間で合意をして、利益やマージン等を決定するため、企業は課税の不確実性を回避することが可能となる。

事前税務裁定 (ATR) は、資本参加免税の適用可否や利益配分など、国際的な企業組織に特有の税務について、経済取引の前に合意するものである。ATR の第一のメリットは不確かさの回避である。事後的に納税の不備が指摘されると罰金を支払う必要があるが、ATR ではそれを回避する事が可能となる。第二に、事前協議は事後協議よりも手続き的に簡便である。第三に、納税のためのコンプライアンス・コストを引き下げる事が出来る。第四に平等な基準で審査が受けられるようになる。ATR の運用は統一基準に基づいて行われているため、全ての企業に同じ解釈が適用され、公平性が確保される。APA と ATR はそれぞれ別個のものであり、同時に事前審査が行われる訳ではない。

なお、特定企業の誘致のために、ATR や APA を用いて個別に税制面で優遇するという事は行われておらず、主たる目的は課税に関する予測可能性の向上にある。

②資本参加免税制度 (Participation Exemption)

資本参加免税とは、一定の要件を満たす所有株式・持分から生じた配当、譲渡益等の所得について法人税を免除する税制であり、1969 年の法人所得税法 (Corporate Income Tax Act) のもっとも重要な規定のひとつである。資本参加免税制度のバックグラウンドにあるのは、法人所得に対する課税は 1 度に限られるべきだという考え方であり、他企業への参加 (Participation) から得られる所得が免税される。参加しているかどうかは、原則として 5% 以上の出資をしているか否かで判定されるが、株式保有がポートフォリオ投資でないといみなされた場合⁵³、5% 以上の出資という要件がなくても資本参加免税は適用可能である。またポートフォリオ投資を目的とした株式保有である、と判断された場合でも、次の条件に当てはまれば資本参加免税を適用することが可能である。

- － 受動的な持株自体が、税率 10% 以上の課税対象である場合
- － 子会社の総資産のうち、課税率 10% 未満のポートフォリオ投資の占める割合が 50% 未満である場合

この税制は、オランダ持株会社を通じて各国に投資することにより税金コストを軽減し、特に EU 内での投資資金効率を高めるのに有用である。オランダに欧州本社が多数設立されるための主たる役割を果たしている。

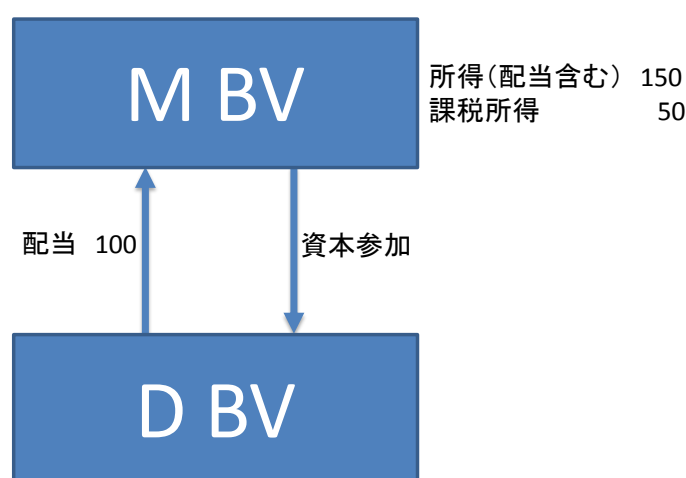
資本参加免税制度の例示を行ったのが図表 29 である。M BV は親会社 (Mother BV (有限会社)) で

⁵³ 通常の資産運用による運用益獲得を目的とした株式保有でない限り (動機テスト: motive test)、ポートフォリオ投資とはみなされない。動機テストは数々のオランダ判例に基づいており、フレキシブルな基準となっている。

あり、D BV は子会社（Daughter BV）である。M BV は D BV の株式の 5%以上を保有しているため、資本参加免税の適用対象となる。M BV の所得は、D BV からの配当も含めて 150 となるが、D BV からの配当は、法人税から全額免除されるため、課税所得は 50 のみとなる。

キャピタルゲインおよびキャピタルロスについても資本参加免税は適用される。例えば、親会社が子会社の株式を簿価で 100 保有しており、それを 150 で売却した場合、キャピタルゲインである 50 は免税となる。一方、75 で売却して、25 のキャピタルロスが発生した場合は、逆にそれを損失として計上することが出来ない（キャピタルゲインは課税されなくてすむ一方、適格な清算損失以外のロスは控除することができない）。

図表 29 資本参加免税の例示



③税務連結体制度（Fiscal Unity）

95%の議決権または利益の権利を持っている場合、相互の要求に基づいて、複数の企業を単一の課税主体とみなす制度が、税務連結体制度（Fiscal Unity）である。税務連結体制度を用いる利点は、損益をグループ内で相殺することが出来る点である。損失がある企業と利益がある企業がグループ内に混在している場合、それらを単一の納税者とみなすことで、損益を相殺することが出来、グループ全体で利益がある場合にのみ課税される。それ以外にも、企業にとってはコンプライアンス・コストを抑制できる事や、グループ内取引を可視化しなくて済むことも利点となる。後者については、償却資産の移転について課税される事はないし、移転価格も適用されない。また、資本参加免税の要件は 5%以上の出資が求められるが、単体の企業でその条件を満たさなくても、グループとしては条件を満たしている場合、資本参加免税の適用対象となる可能性がある。こうした連結納税制度は他国でも導入されているが、オランダの特徴は、カバーしている範囲が幅広い事である。

例えば自動車メーカーの場合、関連会社として部品の販売を行っている会社があり、その企業が他の関連会社に部品を販売した場合、グループ内で利益が相殺されるためそこで発生した所得は課税対象とならない。グループ全体で単一の納税主体とみなされるため、課税対象は最終的な利益のみとなる。また、移転価格に関する文書等を準備する必要もないため、その分の事務負担も軽減される。

④イノベーションボックス制度

イノベーションボックス制度は、R&D を促進することを目的として導入された制度である。イノベーションボックス制度を利用するためには、当該案件について適用の申請を行い、それが自社開発の R&D⁵⁴であることを証明するステートメントを、経済省から発行してもらう必要がある（WBSO 認定）。オランダの法人税率は 25%だが、WBSO 認定を受けた無形資産によって生まれた純利益については、実効税率が 5%の軽減税率となる。

法人税の申告書上では、イノベーションボックスに割り当てられた利益の 80%を免税とするという形で適用される。つまり、課税対象額の残り 20%に対して標準法人税率 25%を乗じ、実効税率 5%が得られる。また無形資産の開発にかかった経費や損失は、標準法人税率 25%の課税対象額から控除可能であるため、イノベーションボックスは、開発経費や損失を差し引いた後に適用となる。2010 年から、イノベーションボックスに割り当て可能な対象金額の上限はなくなったが、その利益が適格な無形資産によって得られたものであることを証明する必要がある。そのため、オランダ税務当局は事前同意（Advance Tax Ruling）を勧めている。

⑤研究開発税制

WBSO プログラムによる技術的・科学的研究、新技術を用いた製品または生産プロセスの開発、新技術を用いたソフトウェアの開発などについては、研究開発税制（税額控除）が適用される。

R&D 控除は、賃金税および社会保険料の控除という形をとる。2014 年の場合、原則として、1 暦年当たりの R&D 要員に関する賃金源泉徴収税企業納付総額のうち、最初の 200,000 ユーロまでは 38%、それを超える部分は 14%を控除する。

各年度における最大控除額は、1 企業あたり 14 百万ユーロである。

ただし、新規事業、いわゆる「テクノ・スターター」のための R&D 控除は、1 暦年あたり R&D 賃金源泉徴収税企業納付総額のうち、最初の 200,000 ユーロまでは 50%が控除され、それ以上の部分は 14%の控除、最大控除額として 1 企業あたり 14 百万ユーロまで認められている。

OECD（2012）によると、オランダの研究開発税制は、製造業だけでなく、サービスをベースとしたソフトウェア開発にも適用を拡張されている。

⑥個人所得税における「30%ルーリング」

本措置（30%ルーリング）は、個人所得税を対象としているが、オランダの企業が海外から専門的技術的人材を採用することに資することから、企業優遇税制として、ここで取り上げることとする。

雇用主は、総報酬額の 30%までを個人所得税法上非課税手当として支給することができる。これはオランダにおいてグローバル人材を確保する上での有用なツールとなっている。

⁵⁴ 他社(者)によって開発された無形資産でも、オランダ納税企業の責任負担のもとに開発されたものや、他の既存の特許をもとにしたものであっても、さらに自社で開発していれば、イノベーションボックスの対象となる。なお英国の特許ボックス税制は、取得した知的財産から生まれる収益についても対象となるが、現地ヒアリングによると、オランダ政府は英国の特許ボックスについては、解釈の幅が広すぎると考えている。

- 適用対象となる報酬には、ボーナスやストック・オプションなどの臨時あるいは変動給付金等を含むが、退職金、年金は含まない。
- 雇用主は、当該赴任者が、オランダ労働市場では見つけられない、もしくは見つけにくい、特殊な技能や知識を持っていることを立証でき、次の最低課税賃金レベルを満たしていることが制度適用の要件となる。
 - －最低グロス所得 50,000 ユーロ（一般要件）
 - －最低グロス所得 38,007 ユーロ（30 歳未満の修士 MSc、博士 PhD の場合）
 - －最低グロス所得要件なし（科学者、研究者の場合）
- 当該赴任者は、オランダ国外で雇用された従業員であること。
- 雇用主は、オランダの賃金税源泉徴収義務者であること。
- この非課税手当は最長 8 年間 (96 カ月間) 適用することができるが、開始から 5 年経過した時点で、税務当局から雇用主に対して、当該の赴任者が継続して適用条件を満たしていることを証明するよう要請がある。

⑦水平的モニタリング（Horizontal Monitoring）

オランダでは 2005 年より水平的モニタリング制度が導入されている。水平的モニタリング（Horizontal Monitoring）に対して、伝統的なモニタリングは垂直的モニタリング（Vertical Monitoring）と呼ばれるが、伝統的な方法では、企業活動を過去に遡ってチェックするのが基本となる。納税者は税務署に対して納税申告書を提出し、その後に申告書の正確性について税務調査を受ける。こうした税務調査は、税務状況の不確実性が高まるとともに、税務調査に時間を要するため、過去の納税について不透明な状態が長期間にわたって続く可能性がある。例えば金融業の納税について、水平的モニタリングの導入前は、納税課、金融検査課、大企業のタックスアドバイザー等が、数年前の取引について審査を行っていた。これだけ時間が経過してしまうと正確な事実関係を把握することは非常に難しくなる。

一方水平的モニタリングは、企業と税務当局との間の相互の信頼や理解、および透明性を基礎とした税務監督形態である。水平的モニタリングでは、企業が有するタックス・コントロール・フレームワーク（税務リスク管理のための内部統制の枠組み）を税務コンプライアンスの向上に利用している。この制度は、企業の税務に関する内部統制の仕組みを信頼することで成り立っている制度であるため、この制度を利用するにあたって、企業は税務署とコンプライアンス契約を締結し、自社の内部統制の有効性を示す事と、相互の情報交換が義務付けられている。内部統制システムでは、全ての利益が報告されている必要があり、それらの情報について税務当局がいつでも照合できる事が求められる（ただし、実態として税務当局がそうした情報を照合することは多くない）。

水平的モニタリングの利点の第一は、税務状況について迅速に把握をする事が可能になる点である。伝統的な垂直的モニタリングの場合、経済活動の事後に税務調査を受けることになるが、水平的モニタリングの場合、事後的な税務調査の不確実性を低減させる事が出来る。第二の利点は、行政負担・費用の削減である。世界中で、税の仕組みが複雑になっており、制度をアグレッシブに乱用する企業もある中で、その対策として、世界中で課税ルールを厳格化しており、その結果、徴税に伴う行政負担が大きくなっている。水平的モニタリングは、徴税に伴う行政負担を軽減する効果がある。

その一方で、水平的モニタリングの適用を受けるためには、厳格な内部統制システムの整備が必要と

なるため、適用対象が大企業に偏り、中小企業の適用が難しいという課題もある。ただし政府は、中小企業も水平的モニタリングを活用できるようにしていく方針である。またオランダでは、企業と税務当局の関係性がそもそも水平的であるため、中小企業であっても、税務当局と接触が容易である。

（３）企業を対象とした租税支出⁵⁵

企業に対する税制上の優遇策として、各種租税制度の軽減、免除、控除などの特別措置が各国で行われており、これらは租税支出（tax expenditure）と総称される⁵⁶。租税支出は「隠れた補助金」「隠れた歳出」と呼ばれることもある。

オランダでは「租税措置（オランダ語で *belastinguitgaven*）」は、「法律の定めに従って行われる税収の喪失や税収の先送りをもたらす『政府による支出』と考えられ、税法により企図された租税制度とは一線を画すもの」と定義されている。つまり、「租税上の優遇をもたらす一種の補助金」「税収の減少又は税収の繰り延べという形式による政府の支出」とも表現でき、オランダにおける租税措置は、政策実行の手段として、助成金などによる特典の付与よりも、一般的に用いられてきた。

以下ではまず、オランダの租税支出の状況を見る前に、各国の租税支出の対 GDP 比の国際比較を通してオランダの特徴を押さえることとする。

OECD（2010）によれば、オランダの租税支出の対 GDP 比は 2%程度となっている。これは、他の諸外国に比べても低い水準である。特に欧米諸国では、ドイツが 0.7%であることを除き、カナダが約 7.0%、スペインが約 4.6%、アメリカが約 6.0%、イギリスが約 12.8%に達しているのに比較すると、オランダは低い水準にとどまっている。したがって、統計上、オランダでは、租税支出を用いた企業支援策は他国に比較すると、あまり行われていない、ということになる。ただし、オランダの租税支出の内訳をみると、特に産業振興支援、研究開発支援、特定産業支援の対 GDP 比割合は、他国と比較しても、やや高い水準にある。

（４）近年の法人税改革

①全体像

事前税務裁定・事前価格合意、資本参加免税、税務連結体制度、パテントボックス・イノベーションボックスの、主要な法人税制度改革の変遷をまとめたものが

⁵⁵ 本節は、OECD（2010）、総務省行政評価局（2013）を参照している。

⁵⁶ 我が国の「租税特別措置」は租税支出の一種と位置付けられるが、我が国の租税特別措置が主として企業対象となっているのに対して、諸外国の租税支出は家計対象分も広く含まれており、我が国の租税特別措置よりも広い概念となっている。本報告書では、便宜上、「租税支出」と「租税特別措置」、「政策減税」を同義として扱う。なお、近年は、IMF のマニュアルや OECD のガイドラインが公表されており、今後、租税支出の定義が収斂していくことも考えられる。

図表 30 である。以下では、2007 年以前の改革の変遷について整理する。

■事前税務裁定・事前価格合意

初めのルーリングは、1950 年代初頭に行われた。その後、企業は地域の税務当局と自主的なルーリングを行う事が可能となった。

ルーリング制度は、2001 年に大きな改革がなされた。それ以前のルーリングは、納税者と地方税務当局との間での個別交渉で合意がなされていたため、他国から制度の不透明性に対する批判が根強かった。そこでオランダ政府は 2001 年に、ルーリングを事前税務裁定と事前価格合意の 2 つに再編・整理し、税務裁定の取り扱いの標準化を行った。それによってほぼ現行通りに制度が整備された。

■資本参加免税

資本参加免税の源流は 1893 年に遡る。導入当時から、配当が親会社にとって非課税措置とされていた。

現行の考え方に基づく資本参加免税が導入されたのは、1969 年の法人税法による。1969 年改革によって、資本参加免税はキャピタルゲインに対しても適用されるようになった。

■税務連結体制度

税務連結体制度も 1969 年の法人税法に遡る。1969 年法人税法によって、企業は税務連結体制度の適用を選択する事が可能となった。

図表 30 主要な法人税改革の変遷

	事前税務裁定・ 事前価格合意	資本参加免税	税務連結体制度	パテントボックス・ イノベーション ボックス
1893 年		・ 資本参加免税の原型 が導入		
1942 年		・ 資本参加免税制度が 改正（ドイツ占領下）		
1950 年代	・ 1950 年代初頭に初め てのルーリングが実 施 ・ 以降、企業は地域の 税務当局とルーリン グについて合意する 事が可能に			
1970 年		・ 1969 年法人税法によ って、現行の考え方 に基づく資本参加免 税制度が導入	・ 1969 年法人税法によ って、税務連結体制 度の選択が可能に	
2001 年	・ 税・移転価格に関す る事前確認制度の実 務をロッテルダムの 専門家チームに標準 化し、ATR・APA と して再編・整理			
2003 年			・ 税務連結体制度の適 用対象となる議決 権・利益処分権の割 合が 100%から 95% へと引下げ	
2007 年		・ EU 法に基づいて、資 本参加免税の取り扱 いの一部が変更		・ パテントボックス税 制の導入
2010 年		・ 資本参加免税制度の 改正、株式保有がポ ートフォリオ投資に 該当しない限り資本 参加免税が適用可能 に		
2011 年				・ パテントボックス税 制がイノベーション ボックス税制に改 称、適用税率が 10% から 5%に軽減され、 対象となる研究開発 活動の範囲が拡充

（出所）現地調査結果、新日本有限責任監査法人編（2011）、石崎（2010）、Ernst & Young（2007）、Tjerkstra（2013）より作成

②事前税務裁定・事前価格合意の導入（2001 年）

2000 年代以降の主要な法人税改革の流れを整理したものが図表 31 である。

2001 年の大きな改革は事前税務裁定（ATR）・事前価格合意（APA）の制度変更である。それ以前の税務裁定制度は、納税者と税務当局との間での個別交渉で合意がなされていたため、他国から制度の不透明性に対する批判が根強かった。

そこでオランダ政府は 2001 年に、税務裁定制度を事前税務裁定と事前価格合意の 2 つに再編・整理し、税務裁定の取り扱いの標準化を行った。

図表 31 2000 年代以降の主要な法人税改革の概要

	法人税率の改革		その他の改革
		税率	
2001 年		35.0%	・ 税・移転価格に関する事前確認制度の実務をロッテルダムの専門家チームに標準化（それ以前は地域の税務当局の自主判断に基づいてルーリングの合意をする形で法的拘束力はなかった）し、ATR・APA として再編・整理
2002 年	・ 法人税率の段階的な引き下げ	34.5%	
2005 年		31.5%	
2006 年		29.1%	
2007 年	・ 法人税率を 25.5%に引き下げ ・ 課税ベースを拡大 ・ 一定所得までの軽減税率（20%）の導入	25.5%	・ パテントボックス税制の導入
2010 年			・ 資本参加免税制度の改正、株式保有がポートフォリオ投資に該当しない限り資本参加免税が適用可能に
2011 年	・ 法人税率を 25.5%から 25%に引き下げ	25.0%	・ パテントボックス税制がイノベーションボックス税制に改称、適用税率が 10%から 5%に軽減され、対象となる研究開発活動の範囲が拡充

（出所）現地調査結果、新日本有限責任監査法人編（2011）、石崎（2010）、Ernst & Young（2007）、Tjerkstra（2013）より作成

③2007 年法人税改革

2000 年代半ばには、法人税率が徐々に引き下げられてきたが、大きな改革が 2007 年の法人税改革である。ヨーロッパ諸国で法人税率の引き下げと課税ベースの拡大が進む中で、オランダの法人税改革は遅れ気味だった。そうした中、経済を活性化させるために政府は 2004 年に Growth Letter を公表し、その中に法人税改革の必要性を盛り込んだ。それを受けて実施されたのが 2007 年法人税改革である。

2007 年改革の主要項目の第一は、法人税率の引き下げである。それまで 29.1%だった法人税率が 25.5%に引き下げられた。また課税所得 25,000 ユーロまでは 20%、25,000～60,000 ユーロまでは 23.5%の軽減税率が導入された。また配当源泉税率も 25%から 15%へと引き下げられた。第二に、研究開発を促進

するためにパテントボックス税制が導入された。自社開発の知的財産から生まれる所得については、10%の法人税率が適用されるようになった。パテントボックス税制の適用上限は、開発費用の4倍の所得までと規定された。第三に、損失の繰越し及び繰戻しが制限された。2007年改革以前は、損失の繰戻しは3年に制限される一方で、繰越しは無制限に行う事が可能だった。しかし改革以降、繰戻しが1年に、繰越しは9年に制限された。

2007年法人税改革が財政に及ぼした影響を整理したものが**図表 32**である。増収要因として財政へのインパクトが大きいものは、損失の繰越し・繰戻しの制限と、実物資産の減価償却の制限である。課税ベースの拡大による増収要因の合計は21.15億ユーロとなっている。一方、減収要因として大きいものは、法人税率の引き下げである。減収要因の合計は25.40億ユーロであるため、2007年改革はネットでは4.25億ユーロの減収をもたらしている事になる。

図表 32 2007 年法人税改革が財政に及ぼした影響

	100 万€
増収要因合計	2,115
損失の繰越し・繰戻しの制限	720
実物資産の減価償却の制限	915
のれんの最短償却期間を10年に延長	110
その他資産の最短償却期間を5年に延長	85
その他	285
減収要因合計	2,540
パテントボックス税制の導入	300
低所得企業に対する軽減税率	340
法人税率の25.5%への引き下げ	1,425
その他	475
財政に対するネットの影響	-425

(出所) Memorie van Toelichting, Kamerstukken II, Vergaderjaar 2005-2006, 30 572, nr. 3

④2010 年以降の改革

2010年には資本参加免税制度が改正され、ポートフォリオ投資に該当しない限り、税制が適用可能な形となった。

2011年には、法人税率が25%へとさらに引き下げられた。あわせて、パテントボックス税制がイノベーションボックス税制へと改組され、対象となる研究開発活動の範囲が拡充されるとともに、税率が5%へと軽減された。

⑤オランダにおける法人税改革の狙い

以上のように、オランダではさまざまな法人税改革が行われてきているが、オランダ財務省へのヒアリングによると、改革の底流にながれる狙いは以下の3点に整理する事が出来る。

第一が国際貿易の促進である。資本参加免税や広範な租税条約ネットワークは、オランダを含めた国際貿易の促進を意図している。

第二が実体的な企業活動の促進である。資本参加免税は単なるポートフォリオ投資には適用されない。またイノベーションボックス制度も、自社開発の無形資産のみに適用される仕組みとなっている。これは金融的な活動ではなく、実体的な企業活動を促進するという意図が込められている。

第三が、シンプルな制度である。税務連結体制度や資本参加免税による配当等の非課税措置は、企業の行政上の手続きをシンプルにし、企業活動を円滑化する狙いがある。

7. 各国の法人税制と改革動向:⑤スウェーデン

(1) 概要

法人税は国税であり、地方税での法人関連の税や事業免許税などはない。法人税は事業に伴う所得に対して課される。スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、「2009年の申告ベースで、企業の総利益 3,560 億クローナに対し、870 億クローナの法人税収があった。スウェーデンでは約 3%の企業が利益の 78%を上げている構造にある。」

法人税率は、2008 年までの税率は課税所得の 28%であったが、2009 年 1 月から 26.3%へと変更となった。さらに、2013 年からは 22.0%に低減された。税率に関しては企業規模や企業の種類による例外規定はない。財務省へのインタビュー調査によれば、今後も EU のトレンドに従いつつ、EU 内の平均を若干下回るレベルに設定していきたい、とのことである。財務省では、1991 年の税制改革以降、税制改革の方針は課税ベースを拡大し税率を下げるというものであり、課税の公平性の確保を目指している。今回の法人税率低減の財源には、支払利子控除を削減することで対応する予定である。

現地インタビュー調査によれば、この方針については、スウェーデン企業連盟も賛意を示している。

スウェーデンの法人税には以下のような特徴がある。

- ・ 事業用資産の売却によるキャピタルゲインは課税される。
- ・ 非上場株の売却によるキャピタルゲインに対しては課税されず、一定基準⁵⁷の上場株の売却益に対しても非課税である。
- ・ 社会保障関係費用の法定雇用主負担分は所得から控除できる。
- ・ スウェーデンにある支店にはスウェーデン企業と同じ税法が適用される。
- ・ 株式の 90%以上を保有している企業間では利益の移転が認められている⁵⁸。
- ・ 株式の評価については、先入れ先出し法（First in First out: FIFO 法）により、取得価額の 97%で評価される。
- ・ 支払利息は、融資が公正な条件で行われていれば全額控除できる。
- ・ グループ企業内の受取配当金、ロイヤリティーは非課税となっている。
- ・ 年間の減価償却額については、機械または設備、無形資産とも同じルールが適用される（残存価額の 30%定率法、または取得価額の 20%定額法である。加速度償却が認められる場合もある。なお、経済的耐用年数が 3 年以内、あるいは取得価額が 300 米ドル未満の少額資産については即時償却が可能。建物については、用途により年間 2~5%の償却が認められている。芸術作品またはそれに類する資産は償却できない。）
- ・ 企業は、償却方法を自由に変更することができる。
- ・ 企業の損失は無期限に繰り越すことができる。
- ・ 過小資本規制は存在しない。

⁵⁷ 持ち株が議決権の 10%以上で、1 年以上保有されていることが条件である。

⁵⁸ 連結納税制度を代替する仕組みとして導入されている。

（２）税制上の優遇措置

スウェーデンでは、法人税に限らず、税制上の優遇措置は少ない。ここでは、法人税に係る優遇措置として、「税配分準備金」「3.12 条項ルール」および現在検討されている「研究開発税制」を取り上げる。

①税配分準備金（periodiseringsfond; tax allocation fund）

スウェーデンでは損失を繰り戻す仕組みがないため、税配分準備金が認められている。これは損失を前期に繰り戻して前年の収益と相殺できる仕組みである。

税引き前利益の最大 25% を税配分準備金として積み立て、翌期以降に損失が発生した場合に、これと相殺することができる。税配分準備金に充てられた利益は 6 年以内に所得に転換しなければならず、また税配分準備金の期首残高総額の一定割合に相当するみなし利子所得⁵⁹に対しては課税される。

②3.12 条項ルール

非上場会社（closely held companies）の株式保有者について、資本所得と給与所得を選択できるいわゆる所得税法上の「3.12 条項」ルールがある。ただし、どこまで認めるかは常に争点となっている。3.12 条項が非上場企業の株式所有者に有利に働く背景には、給与所得の限界税率が 57% であるのに対して、資本所得の税率が一律 30%⁶⁰で低いことがある（二元的所得税）。

「3.12 条項」の縮小は、起業家支援に逆行するという観点もあれば、社会的正義の面から縮小が必要との立場もある。財務省は、本来的には、給与所得か資本所得かのどちらであっても中立な税制であるべきである、と考えているが、中小企業支援に対する政治的要請もあり、そこまでの改正には至っていない。

③研究開発税制

現在のスウェーデンでは、研究開発投資費用は、所得税法第 16 章 9 条の特別規定により、所得からの控除が認められている。しかし、日本や米国等 OECD 諸国で一般的となっている税額控除が認められているわけではない。また、所得控除の運用自体も、以前よりも制限的になりつつある。このような背景もあってか、本調査における現地インタビュー調査では、企業は研究開発費用の所得控除の堅持を強く求めている。また、財務省自身も研究開発費用の所得控除を堅持することを明言していた。所得税法第 16 章 9 条の特別規定に示される現行の研究開発費用の所得控除制度の内容は次のとおりである。

⁵⁹ みなし利子所得は、前年の 11 月 30 日時点の政府貸付金利の 72% に累積税配分準備金の期首残高を掛けて算出する。

⁶⁰ スウェーデン企業連盟からは、「資本所得税率 30% は国際的に見れば高い水準にある」との指摘があった。

- ・主たる事業活動や事業運営にとって重要なあるいは重要と考えられる研究開発支出は、所得から控除できる。
- ・これには、研究開発に関する情報収集に要する費用も含まれる。
- ・年間の減価償却によって控除される資産を調達する費用についても、上記の条件に即していれば、この規定は適用できる。

なお、スウェーデン統計局では、研究開発費について、OECDでの定義と整合の取れた費用を挙げている。すなわち、研究開発活動とは、科学的知識やアイデアを用いて、新たな素材、製品、プロセス、システム、サービスまたは既存のそれらのものに対する大きな改善を生み出すための活動のことである。そのための研究開発費は、以下の3つのグループに分けられる。

- ・新素材や研究部門に従事するスタッフの給与・報酬等に関する直接支出
- ・研究開発に帰せられる活動を運営するための間接的支出
- ・研究開発活動で用いられる固定資産の純償却額

現状、これらに該当する費用について、企業は所得控除することが可能となっている⁶¹。

（３）法人税改革

スウェーデンの法人実効税率は2008年まで28%だったが、2009年に26.3%に引き下げられ、2013年から22%に引き下げられている。財務省へのインタビュー調査によれば、今後もEUのトレンドに従いつつ、EU内の平均を若干下回るレベルに設定していきたい、とのことである。

財務省では、1991年の税制改革以降、税制改革の方針は課税ベースを拡大し税率を下げるというものであり、課税の公平性の確保を目指している。今回の法人税率低減の財源には、支払利子控除を削減することで対応する予定である。

⁶¹ 実際の運用上では、解釈に幅がある。

8. 諸外国の法人税制・法人税改革と日本への示唆

以上、各国の法人税制と近年の改革動向を整理してきたが、法人税率、法人税収、法人税制、政策減税、近年の改革動向、今後の見通し・スタンスを整理したものが図表 33 である。

法人税負担や法人税収への依存度を改めて比較すると、日本は対 GDP 比の法人税収が他の国々と比較して高いことが分かる。アメリカ、イタリア、スウェーデンが日本に次ぐ水準であり、ドイツやオランダは法人税負担が相対的に小さな国であると言える。政府（中央政府＋地方政府）歳入に占める法人税の割合で見ても、日本は他の国々と比較して高い水準であることが分かる。日本に次ぐ水準なのがアメリカであり、イタリア、オランダ、ドイツと続いている。スウェーデンは、対 GDP 比の法人税収は中程度だが、国民負担の高い国である事を反映して、政府歳入に占める法人税の割合は小さくなっている。また、日本、アメリカ、ドイツは、法人税が地方の主要な財源になっているが、オランダとスウェーデンの法人税は全て国税である。

課税ベースとしては、法人所得が用いられているケースがほとんどだが、日本、ドイツ、イタリアの地方法人税で外形標準的要素が加味されている。ただし、日本では、地方法人税で外形標準課税が徐々に拡大してきているが、これは必ずしも国際的なトレンドとは言えない。例えばアメリカのミシガン州では、かつては外形標準的な法人税が課されていたが、現在では廃止されている。ドイツの地方法人税である営業税は、かつては外形標準的な課税だったが、累次の改革によって外形標準的な要素が弱められてきた⁶²。

研究開発税制等の政策減税に対するスタンスも各国で異なっている。諸外国では、課税軽減（税額控除、所得控除、税率軽減等）と課税繰延（特別償却、割増償却、準備金、引当金等）を包括する概念を「租税支出」と定義し、その規模を推計している⁶³。租税支出の定義や推計方法には各国で違いがあると考えられるため国際比較を行う際には注意が必要だが、対 GDP 比で租税支出の規模を示したのが図表 33 の「対 GDP 比租税支出」と図表 34 である。アメリカ、イタリア、スウェーデンは政策減税をよく行っている国だが、日本、ドイツ、オランダの規模は小さい。また、企業競争力の向上を目的として、研究開発税制が導入されている国が多いが、ドイツは研究開発税制が存在しておらず、政策減税よりも直接支援が中心となっている。

近年の法人税の改革動向をみると、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデンといったヨーロッパ諸国は、法人実効税率を引き下げ、課税ベースを拡大させる改革を、2000 年代半ば以降加速させている。それ以外にも、特徴的な法人税改革が行われている。イタリアでは、2011 年から ACE（みなし利息控除）と呼ばれる法人税を導入している。通常の法人税では、借入に伴う支払利子を課税ベースから控除するが、ACE ではそれに加えて株式等の自己資本の機会費用についても課税ベースから控除する。これによって、資金調達の中立性を確保するとともに、投資を阻害しない税制度になっている。現行では、ACE は国税のみに適用されているが、今後は地方税にも導入される見通しとなっている。またオランダでは、2001 年から事前税務裁定および事前価格合意を制度化している。事前税務裁定では、税制の適用の可否や利益配分など、国際的な企業組織に特有の税務について、経済取引の事前の段階で企業と税務当局が合意をするものである。事前価格合意は、移転価格の妥当性について経済取引の事前の段階で合意をするものである。これらの制度によって、企業は経済活動に伴う不確実性を減じられると共に、手

⁶² しかしながら、2008 年の法人税改革では、課税ベース拡大の一環として、再び外形標準的要素が強められた。

⁶³ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2011）。

続きも簡素化する事が可能になっている。また 2005 年には水平的モニタリングという制度を導入し、税務状況の迅速な把握と、行政費用の削減を図っている⁶⁴。

以上を踏まえて、各国の法人税制・法人税改革から日本への示唆を 5 点指摘したい。

第一が、グローバル化の中での法人税制の再構築のトレンドである。ヨーロッパ諸国を中心として、法人実効税率を引き下げ、課税ベースを拡大する形の法人税改革が進展してきているが、日本の近年の動向もこうした流れに沿ったものであるといえる。

第二が、法人実効税率引き下げに対するスタンスである。上述の通り、法人実効税率を引き下げ、課税ベースを拡大する改革は、ヨーロッパ諸国を中心とした国際的なトレンドであるが、先進諸国の中で、今後も法人実効税率の引き下げが行われていくかは定かではない。現地調査の結果でも、ドイツやオランダでは、法人実効税率のさらなる引き下げが予定されていない事が確認された。いずれの国でも、法人税は、企業の立地を決めるさまざまな要因のひとつに過ぎないため、国内のインフラ整備やビジネスサポート政策の充実などを通じて、国全体としての立地競争力を高めていく事を目指している。ドイツおよびオランダは、租税支出の規模がすでに小さいため、課税ベースをこれ以上拡大させる余地が小さい点も指摘できる。

第三は、税制の不確実性の抑制である。Baker et al. (2013) はアメリカにおける「政策の不確実性指標」を構築した上で実証分析を行い、不確実性の上昇が設備投資をはじめとした経済活動を抑制したと結論付けている。政策の不確実性指標の構成要素は図表 36 の通りだが、この中には近い将来に失効する税制が加味されている。森川 (2013) は日本の企業に対するアンケート調査を行い、企業形成に影響の大きな政策として「税制」を上げる企業が多く (図表 37)、政策・制度の不確実性が大きい場合、設備投資や海外投資に大きな影響を与える事を指摘している (図表 38)。このように、税制の不確実性は、不可逆性の大きな意思決定に影響を与える可能性が示唆されるが、オランダで導入されている ATR (事前税務裁定) や APA (事前価格合意)、水平的モニタリングは、企業の意思決定に対する税制の不確実性を減じる措置だと解釈できる。図表 39 は、グローバル企業がオランダにシェアード・サービス・センターを立地した理由を尋ねたものだが、事前税務裁定制度が立地の決定的な要因になったという回答が多くなっている。今後の法人税改革においては、実効税率や課税ベースに関する議論だけではなく、制度の不確実性を低下させる視点についても考慮すべきだと考えられる。

第四は、経済活動に対して中立的な法人税制の実現である。イタリアで導入されている ACE は資金調達の中立性を確保する法人税制であり、経済理論から示唆される望ましい税制を現実化したものと言える。理論と実証に基づきながら、より良い税制を作り上げていこうという姿勢は、日本の法人税改革にも大きな示唆を与えるものと考えられる。

最後に第五が、外形標準課税に対するスタンスである。日本では、地方法人税は外形標準的性格が徐々に強められてきているが、外形標準課税は政争の具となりやすいためか、必ずしも国際的なトレンドとは言えない。アメリカミシガン州では外形標準課税は廃止されており、ドイツでもかつてに比べると地方法人税の外形標準的性格が弱められてきた。イタリアでも、2015 年度から無期契約労働者の労働コスト全てが地方法人税の課税ベースから控除されることになり、外形標準的性格が弱められた。ドイツに

⁶⁴ 図表 7 において課税ベース要因がマイナスとなっているのは、これらの事前税務裁定、事前価格合意、水平的モニタリングも影響を与えている可能性が考えられる。

おける現地調査でも明らかになったが、外形標準課税は、地域特性や企業規模等によって賛否の分かれる税制であるため、導入に際してもさまざまな特例措置が設けられやすいという事情も指摘できる。実際ミシガン州では、さまざまな特例措置によって税務行政が複雑になっていたことと、特例措置によって付加価値税の効果が歪められてきたことが、外形標準課税廃止の理由として挙げられている。

図表 33 各国の法人税制・法人税改革の整理

	日本	アメリカ	ドイツ	イタリア	オランダ	スウェーデン
法人実効税率	34.62% (注1)	40.75% (注2)	29.59% (注3)	31.40%	25.00%	22.00%
うち地方	10.83%	8.84%	13.76%	3.9%	0%	0%
対 GDP 比 法人税収 (注4)	3.7%	2.5%	1.8%	2.8%	1.9%	2.6%
政府歳入に占める法人税割合 (2012 年度)	21.4%	13.1%	7.9%	9.3%	8.8%	7.0%
課税ベース	所得、地方では外形標準課税も行われている	所得	所得、地方では外形標準的要素も加味	所得からみなし利息を控除、地方では付加価値額	所得	所得
対 GDP 比 租税支出 (注5)	0.8%	6.0%	0.7%	8.0%	2.0%	5.7%
研究開発税制	あり	あり	なし	あり	あり	あり
近年の 主な法人税 改革： 法人実効 税率・ 課税ベース	2015 年度から、法人実効税率を引き下げると共に、外形標準課税の拡大や政策減税の縮小によって課税ベースを拡大。	大きな改革は行われていない。	2008 年の改革によって、法人実効税率を 30% 以下に引き下げると共に、支払利子・減価償却費の費用算入制限等によって課税ベースを拡大。	2004・2008 年の改革によって、法人税の簡素化、実効税率の引き下げと課税ベースを拡大。 2015 年度から、無期契約労働者の労働コストが地方の課税ベースから控除。	2000 年代以降、法人税率を段階的に引き下げ。2007 年法人税改革では、税率の引き下げと共に、損失の繰越し・繰り戻しや実物減価償却の制限等によって課税ベースを拡大。	2009 年および 2013 年に法人税率を引き下げ。
近年の 主な法人税 改革： その他		ミシガン州では外形標準的課税だったが、2008 年に廃止。		2011 年度から国税に ACE を導入。 国税の課税ベースから控除しきれなかったみなし利息控除分を、地方税から税額控除できる形になり、ACE の適用範囲が拡大。	2001 年に事前税務裁定・事前価格合意を再編。2005 年度から水平的モニタリングを導入。2007 年にパテントボックス税制を導入、2011 年度にイノベーションボックス税制に改正。	
今後の見通し・スタンス	法人実効税率は 2015 年度に 32.11%、16 年度に 31.33% に引き下げられ、その後 20% 台を目指す方向性。		2008 年法人税改革はドイツの立地競争力を高めたが、国内のインフラやビジネスサポート政策を維持するためには、これ以上の税率引き下げは難しい。(連邦政府) 都市部は営業税の外形標準的性格を強めるように要求する一方で、地方部は営業税の縮小を主張。	研究者からも ACE の導入は評価されており、政府も拡充の以降を示している。	事前税務裁定や事前価格合意、資本参加免税は多方面から支持されている。 法人税率は、企業が立地を決める際の要素の一つでしかなく、さらなる引き下げは予定されていない。	今後も EU のトレンドに従いつつ、EU 内の平均を若干下回るレベルに設定していきたい。(財務省)

(注 1) 2015 年度に 32.11%、2016 年度に 31.33% に引き下げ予定。

(注 2) カリフォルニア州の数値。

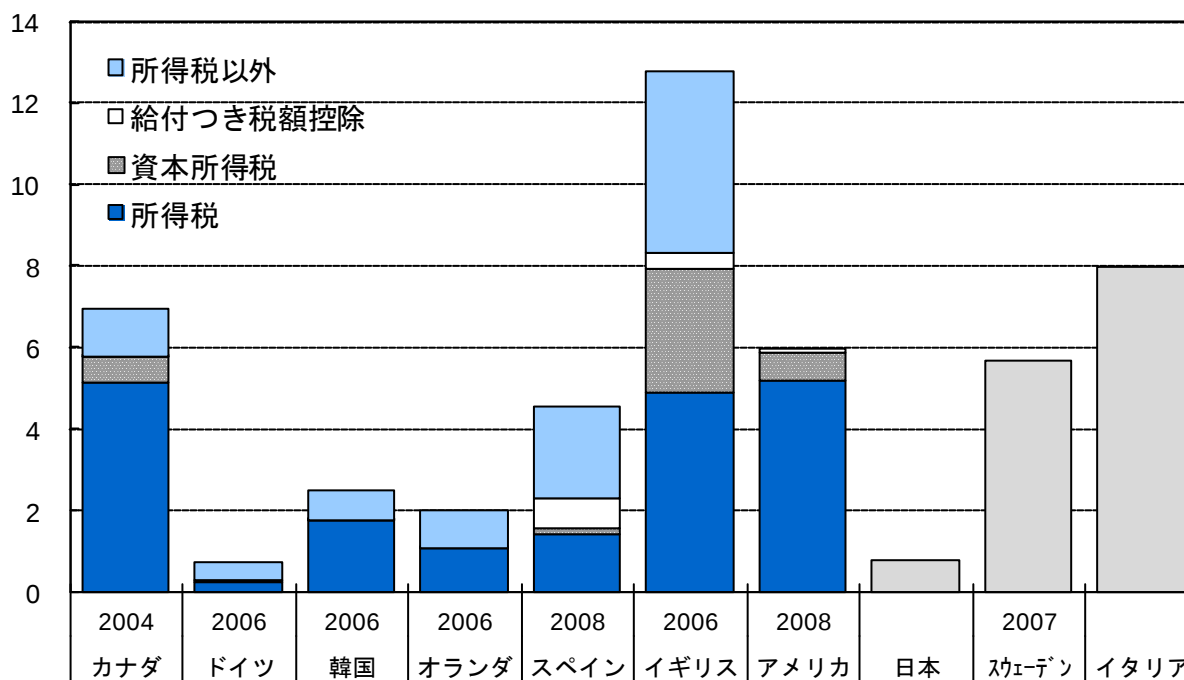
(注 3) 全ドイツの平均値。

(注 4) OECD "Revenue Statistics"、"National Accounts"、2012 年値。

(注 5) 出所は図表 34 参照。

図表 34 租税支出の国際比較

(租税支出対GDP比: %)



(出所) OECD (2010) Tax Expenditures in OECD Countries, Tyson (2014)

(注) 日本とスウェーデンについては、OECD のレポートにおいて比較可能な形では整理されていないが、レポートの本文にある記載を参考に、租税支出額の対 GDP 比をグラフ化した。日本の数値については Chapter 4 Country profiles の Size of special tax measures からの抜粋であり、スウェーデンについては同 Amount of tax expenditures からの抜粋である。日本の租税支出対 GDP 比の数値は OECD のレポートの文脈から 2007 年の数値だと考えられるが、明確な記載はないため、年次は空欄としている。イタリアは Tyson (2014) より。イタリアの数値は、包括的に租税支出を推計した近年の研究によるものであるため、他の国と比較して数値が大きくなっている可能性がある。他の数値についても定義が統一されていない可能性がある。

図表 35 各国の研究開発税制

	税額控除		損金算入	中小企業への 優遇措置	控除・損金算入 限度額
	総額型	増加型			
日本	○	○		○	○
アメリカ		○			○
ドイツ					
イタリア			○	○	○
オランダ	○				
スウェーデン			○		

(出所) OECD (2012) および現地調査等から整理

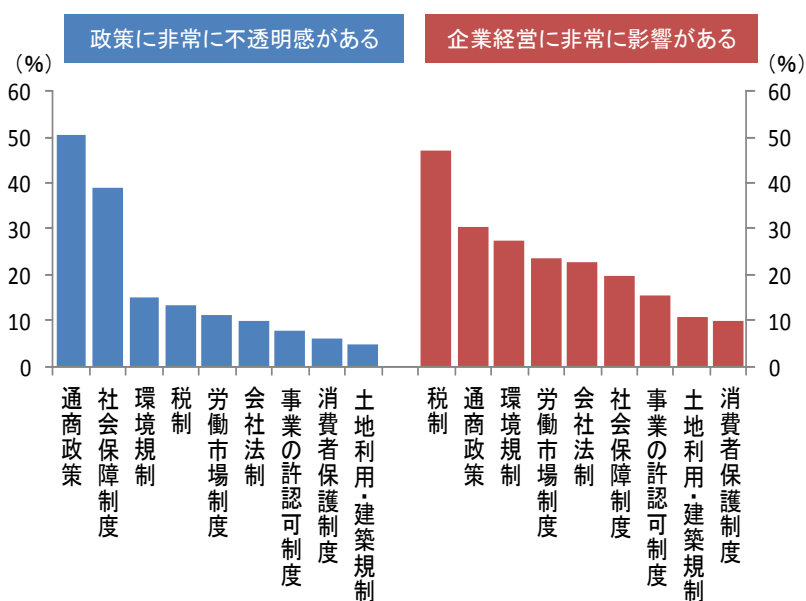
(注) OECD のレポートでは、スウェーデンは研究開発税制がない国に分類されているが、現地調査では、研究開発費用が所得から控除可能である事が確認されている。これらの違いは、OECD とスウェーデンにおける研究開発税制の定義の違いであると考えられる。

図表 36 政策の不確実性指標の構成要素

	分析概要	ウェイト
ニュース	・アメリカの主要10紙で以下の登場回数をカウント。 ➢ Economic or Economy ➢ Uncertain or Uncertainty ➢ Regulation or Deficit or Federal Reserve or Congress or Legislation or White house	3/6
政府調達	・フィラデルフィア連銀の専門予測家に対する調査における、政府調達に関する予測のばらつき。	1/6
インフレーション	・フィラデルフィア連銀の専門予測家に対する調査における、インフレーションに関する予測のばらつき。	1/6
税制	・連邦税制のうち、近い将来に失効するものを、金額ベースで集計。	1/6

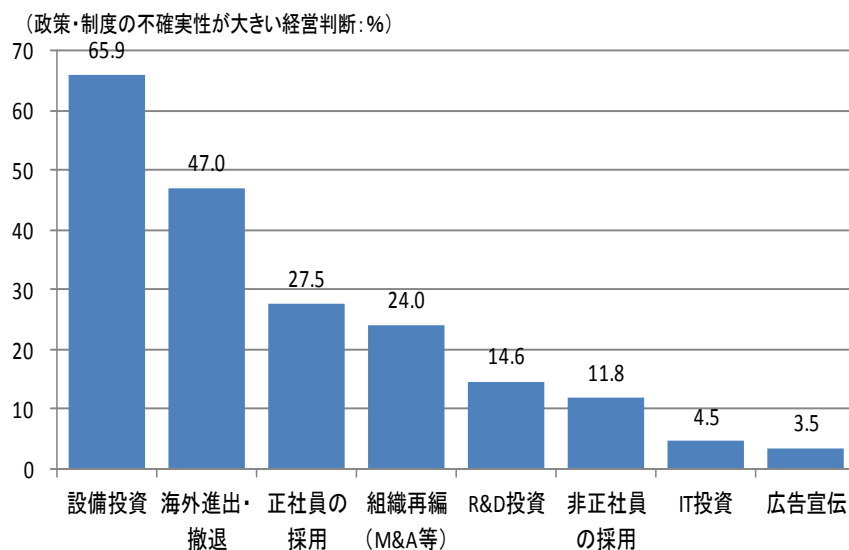
(出所) Baker et.al (2013)

図表 37 政策の不透明感と企業経営への影響



(出所) 森川 (2013)

図表 38 制度・政策の不確実性の影響が大きい経営判断



(出所) 森川(2013)

図表 39 グローバル企業がオランダにシェアード・サービス・センターを立地した理由

企業名	Sun	Nike	Unilever	American Medical Systems	Reebok	Medtronic	Rockwell
要素							
インフラストラクチャー							
航空機の直行便	○	○		○			
戦略的立地			◎		◎		○
高密安定な通信インフラ	○		○	○	○	○	
事業効率							
勤務態度		○		○			○
言語能力	○	○	○	○		○	○
職務能力	○	○	○				○
SSCネットワーク		○		○		○	
労働生産性			○			○	
政府の効率性							
税務裁定 (Advance Tax Ruling)	◎	◎			◎		◎
政治的安定性	○						
会計業務教育プロセス	○						
経済と文化							
生活の質	○	○			○		
国際的な姿勢	○		○	○	○		○
国のイメージ		◎					

(注) ◎: 決定的な要因 ○: 重要な要因

(出所) NFIA

参考文献

- Arachi, G. and Bucci, V. (2010) “Taxes and financial reporting: evidence from discretionary investment write-offs in Italy”
- Arachi, G., Bucci, V., Longobardi, E., Panteghini, P., Parisi, M.L., Pellegrion, S., and Zanardi, A. (2012) “Fiscal Reforms during Fiscal Consolidation; The case of Italy” CESifo Working Papers No. 3753
- Arnold, J. (2008) “Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries”, OECD Economics Department Working Papers No.643
- Baker, S., Bloom, N., and Davis, S. (2013) “Measuring Economic Policy Uncertainty”
- M. Bernasconi, A. Marenzi, and L. Pagani (2002) “Corporate Financing Decisions and Non Debt Tax Shields- Evidence from Italian Experiences in the 1990s” società italiana di economia pubblica, pp.1140-1161, 19, Sep, 2002
- Conesa, C., Kitao, S., and Krueger, D. (2009) “Taxing Capital? Not a Bad Idea After All!” American Economic Review, Vol. 99, No. 1, pp.25-48.
- Deloitte (2012a) “International Tax Italy Highlights 2012”
- Deloitte (2012b) “Global Survey of R&D Tax Incentives”
- EM (2014) “Economic And Financial Document 2014”
- Ernst & Young (2007) “Dutch Corporate Tax Reform 2007 “
- Ernst & Young (2015) “Italian Parliament Approves Budget Law for 2015 “
- Institute for Fiscal Studies (1991) “Equity for Companies; A Corporation Tax for the 1990s.” A report of the IFS Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Grammie
- Invitalia (2012) “Italy’s Tax System”
- Kneller, R., Bleaney, M., and Gemmell, N. (1999) “Fiscal Policy and Growth: Evidence from OECD Countries” Journal of Public Economics vol.74, pp.171-190
- KPMG (2014) “Italian Latest Topics”
- MBRES (2010) “Italian regional production tax”
- OECD (2004) “Tax Policy Reform in Italy”
- OECD (2010) “Tax Expenditures in OECD Countries”
- OECD (2012) “Science, Technology and Industry Outlook 2012”
- Panteghini, P., Parisi, M. L., and Pighetti, F. Panteghini, P. (2012) “Italy’s ACE Tax and Its Effect on a Firm’s Leverage” Dipartimento di Scienze Economiche, Università di Brescia
- Princen, S. (2012) “Taxes Do Affect Corporate Financing Decisions: the Cases of Belgian ACE” CESIFO Working Paper No. 3713
- PwC (2014) 「新規投資促進のためのみなし利子控除の強化（イタリア）」, Tax insights.
- Tjerkstra (2013) “Corporate Effective Tax Rates and Tax Reform: Evidence from the Netherlands” University of Groningen
- Tyson, J. (2014) “Reforming Tax Expenditures in Italy: What, Why, and How?” IMF Working Paper WP/14/7

- 石弘光（2008）『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』東洋経済
- 石崎靖浩（2010）「オランダの税務行政と税制の概要」
- 伊藤公哉（2009）『アメリカ連邦税法 第4版』中央経済社
- 工藤優子・森下昌浩・小黒一正（2008）「イタリアにおける国と地方の役割分担」財務総合政策研究所
『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』
- 佐藤主光（2010）「グローバル化と法人課税改革」財団法人企業活力研究所『マーリーズ・レビュー研究
会報告書』
- ジェトロ（2004）「ユーロトレンド」
- ジェトロ（2010）「米国における会社の設立・維持・閉鎖」
- 自由民主党・公明党（2014）「平成27年度税制改正大綱」
- 新日本有限責任監査法人編（2011）『オランダ進出ガイド』
- 鈴木将覚（2008）「「抜本的な」税制改革の論議」『みずほ総研論集 2008年I号』
- 税制調査会（1993）「今後の税制のあり方についての答申—公正で活力ある高齢化社会を目指して」
- 総務省行政評価局（2013）「オランダにおける租税特別措置等に係る政策評価における政策効果の把握・
分析手法等に関する調査研究報告書」
- 関野満夫（2005）『現代ドイツ地方税改革論』日本経済評論社
- 関野満夫（2009）「ドイツの2008年企業税制改革」中央大学『経済学論纂』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2011）「租税特別措置等に係る政策評価に関する政策効果等の
分析手法等に関する調査研究 報告書」
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2014）『明解 税務 ～税務資料 平成26年度版～』
- 森川正之（2013）「政策の不確実性と企業経営」RIETI Discussion Paper Series 13-J-043
- 半谷俊彦（2009）「ドイツにおける税制改革の潮流」千葉商科大学『View & Vision』
- 山田直夫・井上智宏（2012）「ACEの理論と実際」JSRI Discussion Paper Series, No.2012-01
- 山田直夫（2014）「イタリアのACEについて—ベルギーのNIDとの比較—」証券経済研究 第86号

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。